

初版作成日：2020年5月20日

最新改訂(Ver. 8)：2022年8月1日

## 日本国内プロゴルフトーナメントにおける 新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン(Ver. 8)

### ゴルフ関連 5 団体新型コロナウイルス対策会議

2021年11月19日、第81回新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」（令和3年11月12日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）の取りまとめ等を踏まえて、新たに「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が決定されました。

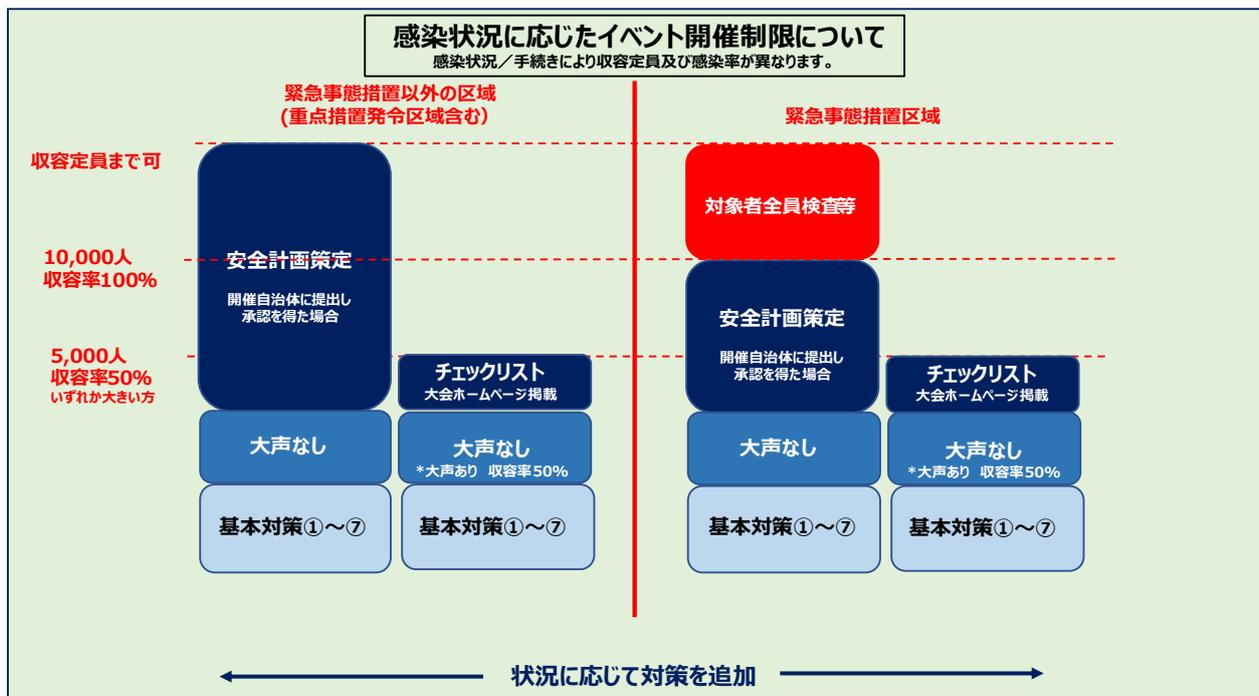
前回の「ガイドライン Ver7(3月15日版)以降、3月17日、5月23日、7月15日と、政府の基本的対処方針が、部分的に改訂がされており、本ガイドラインにおきましても、新しい対策に即した改訂をすることにいたしました。

大会の計画や準備を進めるにあたり、本対策会議にて協議検討を重ね、「開催地の感染状況に応じた催物の制限と緩和に関する考え方」と「その数値や内容に関する基準」を本ガイドラインにてお示ししてゴルフトーナメントを計画通りに開催するための指針としてご活用いただくものであります。

基本対策(①～⑦)、感染状況や設定人数に応じた手続き等は変更ございませんので、現在進めていただいている準備のまま大会運営を進めていただければと存じます。

前回からの変更点につきましては、赤字（下線）にてお示しております。

#### ● 感染状況に応じたイベント開催制限について【NEW】



\*ゴルフ関連 5 団体新型コロナウイルス対策会議にて作成

－目次－

- P. 1 **ガイドライン改訂について**  
【開催自治体の警戒レベルに応じた催物制限基準】 \* 2022 年開催基準 \*
- P. 4 **I. 基本方針**
- P. 5 **II. 新型コロナウイルス感染症に対する基本的感染症対策－新しい対策について－**
- P. 5 1. 基本的な考え方
- P. 6 2. 基本的対処方針に基づく感染防止策について **NEW**
- P. 6 3. マスクの着用について（5月23日以降 政府方針変更） **NEW**
- P. 10 4. イベント開催等における必要な感染防止策 ①～⑦ **NEW**
- P. 12 5. 医療体制に関して
- P. 13 6. 受診・相談センター（帰国者・接触者センター）
- P. 14 7. 検査について／オンサイト検査導入
- P. 16 8. 問診票による健康状態及び行動記録の確認について **NEW**
- P. 16 9. 濃厚接触者／暫定的な濃厚接触疑い者に関するゴルフ関連 5 団体基準 **NEW**
- P. 17 10. 退院基準について
- P. 19 **III. トーナメントの開催基準**
- P. 19 1. 開催判断基準
- P. 19 2. 開催準備を始めるまえに（前提条件）
- P. 19 3. 開催自治体の警戒レベルに応じた催物制限基準(制限・緩和ステップ表)
- P. 21 【事務連絡】基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る  
留意事項等について（抜粋） 令和 4 年 7 月 15 日 **NEW**
- P. 23 【事務連絡】イベント開催等における感染防止安全計画等について（改定その 6） **NEW**  
令和 4 年 7 月 15 日
- P. 26 4. 感染防止安全計画及びチェックリストについて **NEW**
- P. 31 5. 飲食に関する基本的な感染防止策【重要】 **NEW**
- P. 32 6. 感染リスクが高まる「5つの場面」
- P. 33 7. 選手及び関係者の宿泊(ホテル・旅館等) に関する注意
- P. 33 8. 家族に新型コロナウイルスの感染が疑われる場合の注意
- P. 35 9. ドブ漬け(クーラーボックス・イベントクーラー等)を使用
- P. 37 **IV. 催物(プロアマ・前夜祭・ホスピタリティ・ジュニアイベント等)実施制限の検討**
- P. 37 1. プロアマ大会の実施について
- P. 38 2. 前夜祭（ホテルでの食事会）の開催について
- P. 39 3. その他の催物について

- P. 40 **V. 関係者(ボランティア等)の登用、管理に関する検討**
- P. 40 1. ボランティア募集について
- P. 41 2. アルバイトの管理について
- P. 41 3. その他の臨時来場者について
- P. 42 **VI. 観客の入場を前提としたゴルフトーナメント開催について**
- P. 42 1. 観客動員について
- P. 43 2. ゴルフトーナメントの観客に生じる感染リスク
- P. 43 3. ゴルフトーナメント運営管理上の基本事項
- P. 45 4. 入場制限対象者の設定
- P. 45 5. 観客の管理
- P. 47 6. 観客から、発症者／陽性感染者が発生した場合の対応
- P. 47 7. ゴルフトーナメント特有の対応について **NEW**
- P. 49 **VII. 新型コロナウイルス感染症対策に関する最新資料(令和4年7月15日時点)**  
(内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室)
- P. 51 東邦大学の炭山嘉伸理事長からのご提言

#### 参考資料

- P. 52 【参考】来場されるお客様への案内（文章サンプル）
- P. 54 【参考】入場券に関する案内（文章サンプル）
- P. 56 【サンプル】感染調査シート
- P. 57 【サンプル】濃厚接触調査シート
- P. 58 【サンプル】感染に関する発表について
- P. 60 【サンプル】各種問診票（大会事前／大会期間中／大会終了後）
- P. 65 【検証】熱中症と新型コロナウイルス感染症の見分け方に関して
- P. 71 「新しい生活様式」実践例／感染拡大防止ポスター（2021年版）
- P. 72 「感染拡大防止への協力ポスター」(2022年版)
- P. 73 オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について **NEW**  
効果的な換気のポイントについて **NEW**
- P. 74 新型コロナウイルス感染症対策 10 箇条（案）

## 日本国内プロゴルフトーナメントにおける 新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン(Ver. 8)

### I. 基本方針

「日本国内プロゴルフトーナメントにおける新型コロナウイルス感染症に関するガイドライン」は、政府の「**新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針**」を遵守して、「**ゴルフ関連 5 団体新型コロナウイルス対策会議(公益財団法人日本ゴルフ協会/公益社団法人日本プロゴルフ協会/一般社団法人日本女子プロゴルフ協会/一般社団法人日本ゴルフツアー機構/一般社団法人日本ゴルフトーナメント振興協会)**」にて編集され、医療アドバイザーの指導、スポーツ庁の確認を経て、内閣官房 HP の「**業種別ガイドライン一覧**」に掲載をするものであります。

ゴルフトーナメントを開催するにあたり、主催者及び大会を管轄するゴルフ協会は、政府及び開催自治体の方針を遵守し、開催地の自治体及び医療機関、企画運営する各社と連携して、“**選手及び選手関係者を守る、すべての大会関係者を守る、招待者及び観客を守る、開催するゴルフトーナメントが感染クラスターになることを防ぐ**”ことを念頭に、新型コロナウイルス感染症に対する対策・対応を考えていくことが重要であります。

ここに述べる感染症対策は、現段階で得られている知見や新型コロナウイルス感染症対策本部分科会の方針に沿っています。今後のエビデンスの蓄積や、流行状況の変化に応じて随時変更いたします。また地域によって流行状況が異なることから、都道府県単位で方針が異なりますので、**開催地の自治体との連携(安全計画書の策定等)をしながら、試合を開催・継続することが前提であることを強調させていただきます。**

新型コロナウイルス感染症対策は、**個人防衛、集団防衛、社会防衛**の3つの側面から考える必要があります。何よりも重要なのは、ゴルフトーナメント(ゴルフ競技全般を含む)に関わる選手・キャディ・コーチ・トレーナー・マネージャーを含むすべての「**選手関係者**」、大会事務局・メディア・放送局・開催ゴルフ場関係者・プロサービスメーカー、並びにすべての「**大会運営関係者**」、ボランティアや招待者及び観客などのすべての「**大会参加者**」が、**発熱・咳・咽頭痛・だるさ、倦怠感などの多様な風邪の症状に加え、味覚・嗅覚障害や、息苦しさ・呼吸困難・胸痛・濃性痰などの肺炎症状(以下これらをまとめて「諸症状」という)を認めたら休む勇気を持つこと。招待客も観客も同様に、諸症状を認めた場合にはゴルフトーナメント会場に行かないという文化を醸成することが必要です。**

従って、大会を継続する、ツアーを継続するためには、ゴルフトーナメントに関わるすべての者が、症状の有無にかかわらず日ごろから感染予防に努め、「**絶対に濃厚接触者にならない、作らない。ウイルスを会場に入れない**」ようにすることが重要となります。

このような個人防衛に加え、大会と地域が連携した防衛と対策により、絶対にクラスターを発生させないこと。大会に携わるすべての者が協力し“**日本のスポーツ文化を守る**”ことが、最も重要な目標と考えます。

## Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対する基本的感染症対策 – 新しい対策について

### 1. 基本的な考え方

～試合を継続し、ツアーを継続しながら、新しい「通常開催」を目指す～

#### ①出場選手の感染リスクを最小限にする

選手の感染や、集団的な選手の感染疑いが発生する場合、トーナメントが継続できない恐れがある。  
更に、その大会だけの問題にとどまらず、翌週以降の開催に影響する可能性がある。

個人種目である「選手」の出場資格を尊重し、選手の感染防止を大原則としつつ、プロアマ等の催物・観客及び招待者の動員など通常の開催（制限なき計画通りの開催）を目指す。

- ・選手も自身での防衛を徹底・強化する。（通常へ戻すための協力と自己を守る責任）
- ・選手関係者、キャディ、選手と接するすべての者、選手が使用する施設、サービススタッフ等のすべての関係者も対策を徹底する。（通常へ戻すための協力と大会を守る責任）

#### ②通常開催へ戻すことを目標に、「選手・キャディ」と「それ以外」のそれぞれで対策を徹底する。

【選手・キャディ】

インサイドロープ＝マスク不要（距離の確保・発話時の注意）

アウトサイドロープ＝マスク着用 \* プレー中のロープ外でのプレーは含まず

クラブハウス＝マスク着用 \* 飲食時のみ外すことを許可（料理が到着するまでマスク着用等）

【それ以外のすべての参加者】

マスクの着用を必須とする。（熱中症防止等、マスクを外す場合は、フィジカルディスタンス確保）

選手への接近・接触・声掛けは禁止（正しくマスクを着用した上で、日常会話程度は可とする）

#### ③ワクチン・検査パッケージ（制度及び考え方）を推奨 ※政府や自治体の方針をふまえて活用するものとする 対策の順序

- ・基本対策①～⑦を徹底（個人防衛の徹底、リスク行動の徹底回避）
- ・会場及びクラブハウス入場時の検温及び消毒の継続
- ・ワクチン・検査パッケージ制度を活用し、入場・特定エリアへの立ち入りを許可

#### ④検査陽性者、発熱者、体調不良者、濃厚接触者及び疑い者への対応は、従来通りに継続

#### ⑤座席のないイベントとしての弱点や、把握・管理の限界をすべての関係者が理解をし、リスクを低くする計画・判断を行う。（すべてが疑われると大会の継続が不可になる）また、接触確認アプリ（COCOA）等、感染拡大防止を目的としたアプリの利用を推奨します。

#### ⑥「指定感染症として認定されている期間」、「感染が拡大傾向にある場合、新たな変異株等が発生している状況」等では、感染リスクを避けるほう（リスクが少ない内容や対策）を選択する。

#### ⑦無理な来場は、勇気をもって、見合わせる

- ・体調がよくない場合（例：発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合）
- ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- ・日本へ入国・帰国後の「指定された待機期間中」の者又は当該在住者との濃厚接触がある場合

## **2. 基本的対象方針に基づく感染防止策について NEW**

- 新型コロナウイルス感染症の感染経路は、せき、くしゃみ、会話等のときに排出される飛沫やエアロゾルの吸入、接触感染等と考えられていることから、基本的な感染対策が重要です。
- 加えて、政府及び地方公共団体が積極的・戦略的な検査と積極的疫学調査により、感染拡大の起点となっている場所や活動を特定して効果的な対策を講じること、さらに、感染状況に応じて、人流や人との接触機会を削減することが重要です。
- 基本的な感染対策とは、「三つの密」（①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件をいう。以下同じ。）の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等をいいます。
- 「マスクの着用」については、
  - ・屋内において、他者と身体的距離（2 m 以上を目安）がとれない場合
  - ・屋内において、他者と距離がとれるが会話を行う場合
  - ・屋外において他者と距離がとれず会話を行う場合については、マスクの着用を推奨します。
- また、高齢者等との面会時や病院内など、重症化リスクの高い者と接する場合にはマスクの着用を推奨します。
- マスクは不織布マスクを推奨します。
- 屋内において他者と身体的距離がとれて会話をほとんど行わない場合は、マスク着用は必要ありません。
- 屋外において、他者と身体的距離が確保できる場合、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要ありません。特に夏場については、熱中症予防の観点から、マスクを外すことを推奨します。また、乳幼児(小学校に上がる前の年齢)のマスクの着用には注意が必要であり、特に2歳未満では推奨されません。2歳以上の就学前の子どもについても、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には推奨しません。なお、本人の体調がすぐれず持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理に着用する必要はなく、マスクを着用する場合は、保護者や周りの大人が子どもの体調に十分注意した上で着用してください。

これまでの感染拡大期の経験や国内外の様々な研究等の知見を踏まえ、より効果的な感染防止策等を講じていきます。（内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策 より引用）

## **3. マスクの着用について（5月23日以降 政府方針変更） NEW**

**令和4年5月23日付け事務連絡「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」の補足について**

[https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku\\_seigen\\_20220527.pdf](https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20220527.pdf)

令和4年5月20日付けで、厚生労働省から発出された事務連絡「マスクの着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」（以下、「5月20日付け厚生労働省事務連絡」という。）において、身体的距離が確保できないが、会話をほとんど行わない場合のマスク着用の考え方が明確化された（5月20日付け

厚生労働省事務連絡については別紙1、リーフレット「屋外・屋内でのマスク着用について」については別紙2のとおり。）。

当該会話には、5月23日付け事務連絡で定義している「**大声（※）**」は含まれないため、「大声あり」のイベントについては、従前のとりの取扱いであることに留意されたい。

また、5月20日付け厚生労働省事務連絡において、「徒歩での通勤など、屋外で人とすれ違うことはあっても、会話はほとんど行わない場合は、マスクを着用する必要がないこと」が示されているが、この趣旨は、屋外で人とすれ違う際に簡単な挨拶を交わす場合や携帯電話で話している者の横を立ち止まらずに通る場合などにはマスクの着用は必要ない、というものであり、例えばスポーツイベント等で得点が入った時に一時的に歓声があがる場合は、「会話をほとんど行わない場合」には含まれないことに留意されたい。

**（※）通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること。**

## マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて

- アドバイザリーボードで示された専門家の考え方（5/19）も踏まえ、以下のように対応する。
  - ▶ **基本的な感染対策としてのマスク着用の位置づけは変更しない**
  - ▶ **身体的距離が確保できないが、会話をほとんど行わない場合のマスク着用の考え方を明確化**
  - ▶ **就学前の児童（2歳以上）のマスク着用について、オミクロン株対策以前の取扱いに戻す**
- 引き続き、マスク着用を含めた基本的な感染対策（手指衛生や換気など）を徹底していただくとともに、こうしたマスク着用に関する考え方は、**リーフレット等を作成し、丁寧に周知・広報**を行う。

### 1. マスク着用の考え方

	身体的距離（※）が確保できる ※2m以上を目安		身体的距離が確保できない	
	屋 内（注）	屋 外	屋 内（注）	屋 外
会話を行う	着用を推奨する （十分な換気など感染防止対策を講じている場合は外すことも可）	着用の必要はない <b>事例①</b>	着用を推奨する	着用を推奨する
会話をほとんど行わない	着用の必要はない	着用の必要はない	着用を推奨する <b>事例③</b>	着用の必要はない <b>事例②</b>

（注）外気の流入が妨げられる、建物の中、地下街、公共交通機関の中など  
 ※夏場については、熱中症防止の観点から、屋外の「着用の必要はない」場面で、マスクを外すことを推奨。  
 ※お年寄りや会う時や病院に行く時などハイリスク者と接する場合にはマスクを着用する。

**事例①**  
 ・ランニングなど離れて行う運動  
 ・鬼ごっこなど密にならない外遊び  
**事例②**  
 ・徒歩での通勤など、屋外で人とすれ違うような場合  
**事例③**  
 ・通勤電車の中

### 2. 小学校就学前の児童のマスク着用について

- **2歳未満（乳幼児）**は、引き続き、**マスク着用は奨めない**。
- **2歳以上**は、以下のとおり、オミクロン株対策以前の新型コロナウイルス対策の取扱いに戻す。

「保育所等では、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、**マスク着用を一律には求めない**。なお、施設内に感染者が生じている場合などにおいて、施設管理者等の判断により、可能な範囲で、マスクの着用を求めることは考えられる」

（注）2歳以上については、本年2月の基本的対処方針の改訂時に、オミクロン株の特徴を踏まえた対応とし「保育所等では、発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童については、**可能な範囲で、一時的に、マスク着用を奨める**」としていた。

# 屋外・屋内でのマスク着用について

- マスク着用は従来同様、基本的な感染防止対策として重要です。一人ひとりの行動が、大切な人と私たちの日常を守ることに繋がります。
- 屋外では、人との距離（2m以上を目安）が確保できる場合や、距離が確保できなくても、会話をほとんど行わない場合は、**マスクを着用する必要はありません。**
- 屋内では、人との距離（2m以上を目安）が確保できて、かつ会話をほとんど行わない場合は、**マスクを着用する必要はありません。**

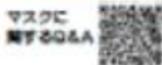


	距離が確保できる	距離が確保できない
会話を する	<p><b>マスク必要なし</b></p>	<p><b>マスク着用推奨</b></p>
会話を ほとんど 行わない	<p><b>マスク必要なし</b></p> <p>公園での散歩やランニング、サイクリングなど</p>	<p><b>マスク必要なし</b></p> <p>徒歩や自転車での通勤など、屋外で人とすれ違う場面</p>

	距離が確保できる	距離が確保できない
会話を する	<p><b>マスク着用推奨</b></p> <p>十分な換気など感染防止対策を講じている場合は必ずしも可</p>	<p><b>マスク着用推奨</b></p>
会話を ほとんど 行わない	<p><b>マスク必要なし</b></p> <p>印刷物を閲覧して行う図書館での読書、芸術鑑賞</p>	<p><b>マスク着用推奨</b></p> <p>通勤ラッシュ時や人混みの中ではマスクを着用しましょう</p>

高齢の方と会う時や病院に行く時は、マスクを着用しましょう。  
体調不良時の出勤・登校・移動はお控えください。

夏場は、熱中症防止の観点から、屋外でマスクの必要のない場面では、マスクを外すことを推奨します。



●マスクの脱着について、本ガイドラインにおいては、以下の通りの考え方といたします。

	場所・状況	マスク (原則)	条件
選手・選手関係者	ロープ内	<b>非着用可</b>	
	ロープ外	着用	※非着用は、ギャラリー数・通行路の状況等で判断
	クラブハウス内	着用	※ロッカー・浴室・中断待機中は着用徹底
	レストラン	着用	※飲食をする時以外は着用とする
	メディア対応	<b>非着用可</b>	※メディア側が「マスク着用」とする
*選手との距離が 近くなる対象者	レッスン会参加者	着用	※選手・参会者ともマスク着用
	(チャリティ)販売購入者	着用	※選手・購入者ともマスク着用
	チャリティフォト	—	
	サイン・握手・プレゼント等	—	
大会関係者	クラブハウス／控室	着用	
	コース(ロープ外)	着用	※人との距離が2m確保できる場所では、非着用可
	コース(ロープ内業務)	<b>非着用可</b>	※マスクを外した場合には、しゃべらない。 ★ボランティア・アルバイトには「熱中症防止」の観点から、「正しい外し方」を積極的に指導 ★マスクを外したままの、選手・観客に向けて 会話は厳禁(観客への注意含む)
役員・招待者	レストラン	着用	※飲食時、飛沫パネル設置場所、人との距離が2m確保できる場所では、 <b>非着用可</b>
	ホスピタリティテント	着用	※同上
	フェアウェルパーティー	着用	※同上
	コース	着用	※人との距離が2m確保できる場所では、 <b>非着用可</b>
プロアマゲスト	送迎バス	着用	※マスク着用／会話の禁止／換気徹底にて 乗車率を100%にする
	クラブハウス	着用	※原則、着用とする。 加えて、ロッカー(換気が悪い場所)、浴室 (マスクを外す場所)等では会話を抑制する
	プレー中	<b>非着用可</b>	※会話をする場合には、マスクを着用するか 2m以上の距離を確保する。 (カート乗車時は、マスク着用又は会話禁止)
	レストラン (飲食提供場所)	着用	※飲食時、飛沫パネル設置場所、人との距離が2m確保できる場所では、 <b>非着用可</b> ★選手同席時には「マスク会食」を依頼

	場所・状況	マスク (原則)	条件
ギャラリー	送迎バス	着用	※マスク着用／会話の禁止／換気徹底にて乗車率を100%にしてください。
	コース内	着用	※飲食時、人との距離が2m確保できる 場所では、非着用可とする ★「熱中症防止」の観点から、「正しい外し方」を積極的に案内する
	ギャラリープラザ	着用	※飲食時以外は着用とする。
	ギャラリースタンド	着用	※マスク着用／会話の禁止／換気徹底にて乗車率を100%にする

#### 4. イベント開催等における必要な感染棒策 ①～⑦ NEW

以下の対応を取ることが新型コロナウイルス感染症の伝播を防ぐ上での基本になります。

##### イベント開催等における必要な感染防止策

別紙2

項 目	基本的な感染対策
①飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底	<input type="checkbox"/> 飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、大声を出さないこと（「大声あり」のイベントの場合は除く。）や適切なマスク（不織布マスクを推奨。以下同じ。）の正しい着用を周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる * 大声を「観客等が、⑦通常よりも大きな声量で、⑧反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当することとする。 * 大声を伴う可能性のあるため収容率を50%とする場合でも、常に大声を出すことは飛沫防止の観点から望ましいものではないため、対策を徹底すること。 * 飛沫が発生するおそれのある行為には、大声での会話を誘発するような、大音量のBGMや応援なども含む。 * マスクの着用については、厚生労働省HP「マスクの着用について」を参照。なお、屋外において、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要ないことに留意すること。
②手洗、手指・施設消毒の徹底	<input type="checkbox"/> こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す（会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施） <input type="checkbox"/> 主催者側による施設内（出入口、トイレ、共用部等）の定期的かつこまめな消毒の実施
③換気の徹底	<input type="checkbox"/> 機械換気による常時換気又は窓開け換気 * 必要な換気量（一人当たり換気量30m <sup>3</sup> /時を目安）を確保するため、二酸化炭素濃度を概ね1,000ppm以下を目安（二酸化炭素濃度測定器の活用が効果的） * 機械換気が設置されていない場合の窓開け換気は、可能な範囲で2方向の窓開け * 機械換気、窓開け換気ともに相対湿度の目安は40-70% * 屋外開けは除く

イベント開催等における必要な感染防止策

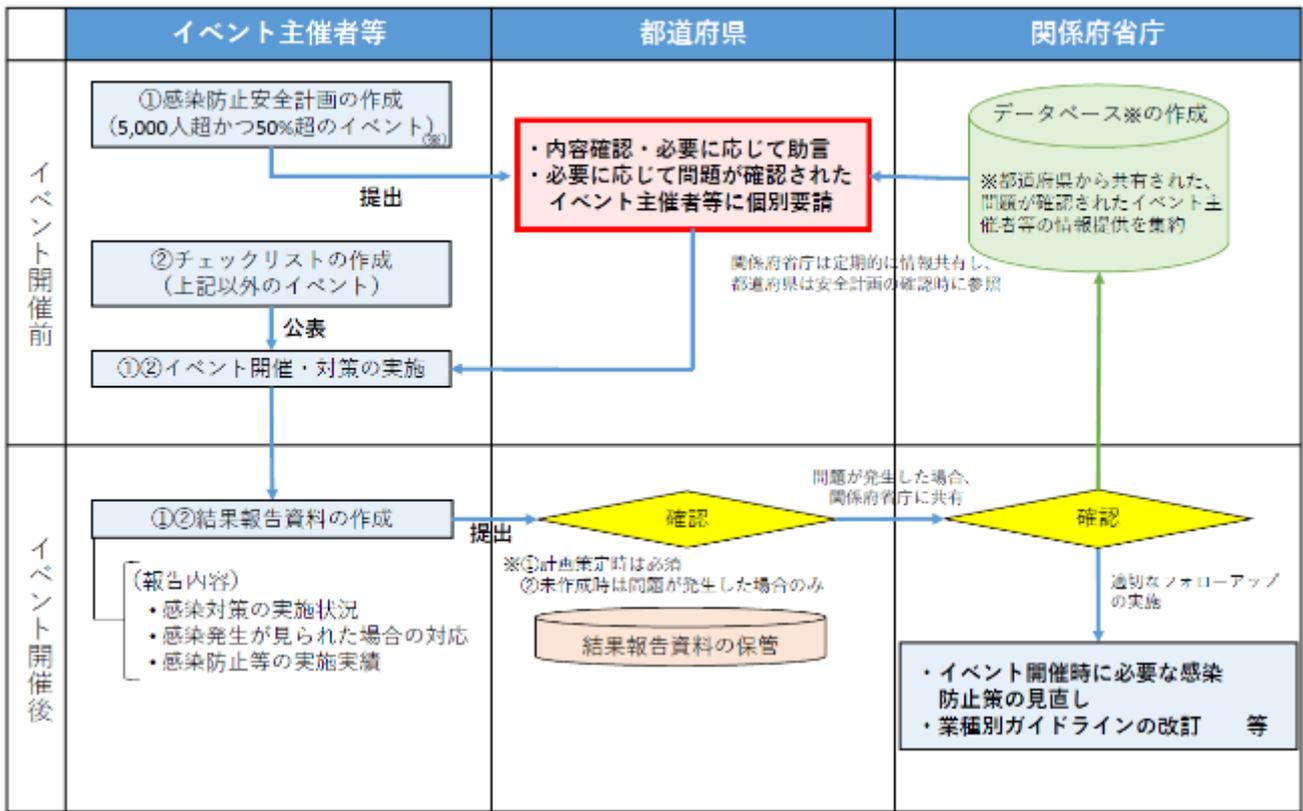
別紙2

項 目	基本的な感染対策
④来場者間の密集回避	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施</li> <li><input type="checkbox"/>休憩時間や待合場所での密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じて収容人数を制限する等、最低限人と人が触れ合わない程度の間隔を確保する。</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/>大声を伴わない場合には、人と人が触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 「大声あり」の場合、座席間は1席（立席の場合できるだけ2m、最低1m）空けること。</li> </ul> </li> </ul>
⑤飲食の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>飲食時における感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底</li> <li><input type="checkbox"/>食事中以外のマスク着用の推奨</li> <li><input type="checkbox"/>長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外（例：観客席等）は自粛             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため食事時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/>自治体等の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討）</li> </ul>

イベント開催等における必要な感染防止策

別紙2

項 目	基本的な感染対策
⑥出演者等の感染対策	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常からの出演者（演者・選手等）の健康管理を徹底する             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 体調が悪いときは医療機関等に適切に相談。</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/>練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する。             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 練習時等であっても、適切なマスクの正しい着用、出演者やスタッフ等の関係者間の適切な距離確保、換気、必要に応じた検査等の対策が必要。</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/>出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（誘導スタッフ等必要な場合を除く）</li> </ul>
⑦参加者の把握・管理等	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>チケット購入時又は入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービス（BluetoothやQRコードを用いたもの等）を活用。</li> <li>* 原則、参加者全員に対してアプリダウンロードまたは、氏名・連絡先等の把握を徹底。</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/>入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止             <ul style="list-style-type: none"> <li>* チケット販売時に、有症状の場合は早めに連絡・キャンセルすることを周知すること。</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/>時差入退場の実施等イベント前後の感染防止の注意喚起</li> </ul>



(※) 緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域においては5,000人超のイベント

### 5. 医療体制に関して

従来の応急処置用の医師・看護師の手配をお願いいたします。(感染症専門の必要はありません)

新型コロナウイルス感染症については、①疑い者は会場に来ないこと、②検温及び体調チェック、③ワクチン接種も推奨するなどにより、会場内には感染者はいないことが前提で、けが人・体調不良者の治療に進められるようにすることが重要です。

- \* 発熱や感染症の疑いがある場合には、「受診・相談センター」へ、患者自身で問い合わせ受診をすることが原則です。
- \* 医療が逼迫している状況が続いております。医師や看護師が圧倒的に足りない今、トーナメント会場に医師や看護師を常駐することは現状かなり難しい状況です。感染症対策までカバーできずとも、ケガ等の応急処置対応のための医療従事者を、大会もしくは当該開催ゴルフ場側で手配する。もしくは相談できる病院等の手配をお願いいたします。

・医療アドバイザーとの連携

新型コロナウイルス感染症陽性者が発生した場合には、所轄ゴルフ団体と、その後の対応についての協議をお願いいたします。

・検査体制の準備

- ①事前検査の導入及び検査対象範囲については、管轄するゴルフ協会と協議の上で決定
- ②オンサイト検査用(抗原定性検査)の準備

## 6. 受診・相談センター

発熱等の症状のある方に、診療・検査体制等の整った医療機関を適切・確実に受診していただくため、各都道府県において、「受診・相談センター」及び「診療・検査医療機関」を設置しています。

### 厚生労働省 受診・相談センター/診療・検査医療機関等

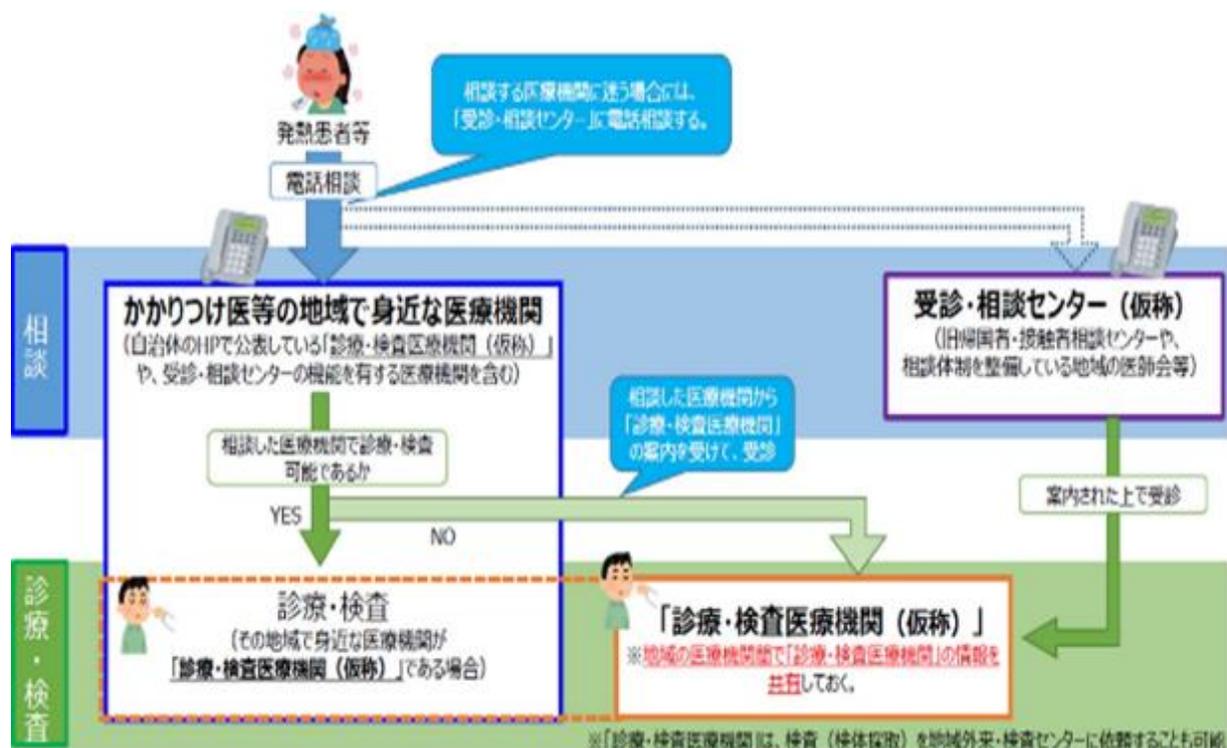
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-jyushinsoudancenter.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-jyushinsoudancenter.html)

夏には、熱中症による頭痛や発熱、倦怠感といった症状は新型コロナウイルス感染症の症状にも当てはまります。疑わしい症状がある場合にも、決して自分で判断せず、管轄するゴルフ協会・所属会社・業務受注元に対する報告の上で、以下の通りに対応してください。(熱中症に関する検証 65～70 ページ)

冬には、季節性インフルエンザ等、発熱や咳を起こす感染症が流行しやすくなります。こうした感染症と新型コロナウイルス感染症の症状は非常に似ていますし、同時に二つ以上のウイルスに感染する場合があります。

発熱等の症状のある方は、まずは、かかりつけ医等の身近な医療機関に直接、電話相談し、医療機関を受診してください。また、相談する医療機関に迷う場合には、「受診・相談センター」に電話相談してください。相談の結果、感染が疑われると判断された場合には、「診療・検査医療機関（発熱外来等）」を紹介され、そこで検査を受けることになります。

### 【検査のフロー】



## 7. 大会ごとの検査について

開催にあたっての選手および大会関係者の各種検査(PCR・抗原定量・抗原定性等)については、最新の科学的知見、医療の現状、検査体制の充実、結果の解釈や対応を含め、検討してください。

また **PCR 検査等を実施しない場合には、検温及び体調チェックを行うことを推奨いたします。** 検査に関する考え方については管轄ゴルフ協会の規定に従うことといたします。

検査後に感染するケースもありますので、感染防止の基本対策を各自が徹底することがとても大切です。会場内では全員がマスク着用を大前提とし、マスクの非着用を認める対象者（選手・キャディ等）は、「定期的な検査」を行うものとします。

### 【検査に関する最新情報】

2022 年 3 月 17 日版「新型コロナウイルス感染症 病原体検査の指針 第 5.1 版」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000914399.pdf>

### 【抗原定性検査に関する評価】

確定診断としての使用は推奨されていませんが、短時間かつ広範囲で検査ができる為、大会開催、継続の判断基準となるので、抗原定性検査の使用導入を推奨しています。

表 3-5 各種検査の特徴<sup>\*1</sup>

検査の対象者		新型コロナウイルス感染症にかかる各種検査								
		核酸検出検査			抗原検査（定量）			抗原検査（定性）		
		早期頭	鼻腔	唾液	早期頭	鼻腔 <sup>*2</sup>	唾液	早期頭	鼻腔	唾液
有症状者 (症状消滅者を含む)	発症から 9 日目以内	○	○	○	○	○	○	○	○	○ <sup>*3</sup>
	発症から 10 日目以降	○	○	- <sup>*5</sup>	○	○	- <sup>*5</sup>	△ <sup>*4</sup>	△ <sup>*4</sup>	- <sup>*5</sup>
無症状者		○	○	○	○	- <sup>*6</sup>	○	- <sup>*6</sup>	- <sup>*6</sup>	- <sup>*5</sup>

\*1：本表では行政検査を実施するにあたって推奨される事項をとりまとめている。

\*2：引き継ぎ検体が必要であるものの、有用な検体である。

\*3：唾液検体での薬事承認を得た製品に適用される点に留意。

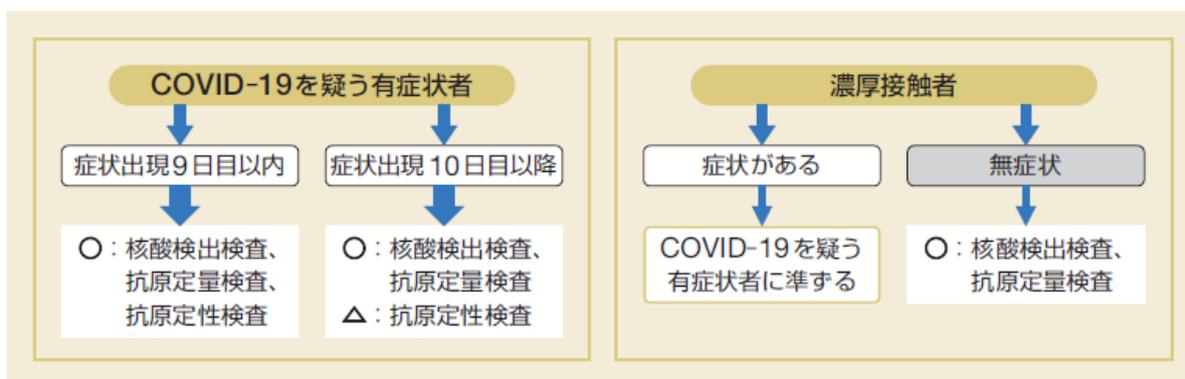
\*4：使用可能だが、陰性の場合は臨床像から必要に応じて核酸検出検査や抗原定量検査を行うことが推奨される。(△)

\*5：推奨されない。(－)

\*6：確定診断としての使用は推奨されないが、感染拡大地域の医療機関や高齢者施設等において幅広く検査を実施する際にスクリーニングに使用することは可能。ただし、結果が陽性の場合でも感染予防策を継続すること。また、結果が陽性の場合であって医師が必要と認めれば核酸検出検査や抗原定量検査により確認すること。感染拡大地域の医療機関や高齢者施設等以外の有病率が低い場合には、スクリーニングの陽性的中率が低下することに留意が必要である。なお、スクリーニングとは、主に診断目的ではなく感染リスクを下げる目的で実施するものである。

\* 詳細は『国立感染症研究所ほか、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 病原体検査の指針・第 5.1 版』を参照。  
(<https://www.mhlw.go.jp/content/000914399.pdf>)

図2 検査フロー案



### 【オンサイト検査】

\* 発熱・体調がすぐれない場合、発症者との濃厚接触の可能性のある者に対して、抗原定性検査（簡易キットによる検査）をすることは一定の効果があるものとみなしています。

有事の際には、感染を拡大させないため、また大会をスケジュールに予定通りに開催・継続するための初動対応として、オンサイト検査(抗原定性検査)の導入を推奨いたします。

但し、選手本人に対しての導入是非につきましては、選手の出場権、年間の成績等において公平を担保しなければならず、ゴルフ協会ごとの判断となること。特別規定等による定めが優先されることといたします。

\* オンサイトによる簡易検査の使用については、検査の目的や対応をあらかじめ示すとともに検査の限界を正しく認識し、基本的な感染防止策を継続することとしてください。

\* 使用する抗原定性検査においては、国の承認があるものをご使用ください。

「体外診断用医薬品」を、必ず使用してください。

厚生労働省：新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品・検査キットの承認情報

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11331.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html)

\* 厚生労働省では、検査キット等に関して一般事業者からの問合せに対応できる医薬品卸売業者等を紹介しています。

<一般事業者からの問合せに対応できる医薬品卸売業者等 94社、498事業所>

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00296.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00296.html)

## 8. 問診票による健康状態及び行動記録の確認について **NEW**

**感染疑い者、発熱や体調不良者、及び感染防止に関する基本対策を実施することを前提として、問診票による管理は、省略可能といたします。**

体調の異変がある場合には、当日の業務を含めて、必ず大会との関与を断つことで大会を継続させること。感染は拡大しないように対策、対応をお願いいたします。管轄ゴルフ団体への報告もお願いいたします。

## 9. 濃厚接触者について

陽性感染者が発生した場合には、即座に保健所による濃厚接触者認定を行います。

濃厚接触者は、新型コロナウイルスに感染していることが確認された方と近距離で接触、或いは長時間接触し、感染の可能性が相対的に高くなっている方を指します。

濃厚接触かどうかを判断する上で重要な要素は、1. 距離の近さと2. 時間の長さです。必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（1 m程度以内）で15分以上接触があった場合に濃厚接触者と考えられます。

新型コロナウイルス感染者から、ウイルスがうつる可能性がある期間（発症2日前から入院等をした日まで）に接触のあった方々について、関係性、接触の程度などについて、保健所が調査（積極的疫学調査）を行い、個別に濃厚接触者に該当するかどうか判断します。

なお、15分間、感染者と至近距離にいたとしても、マスクの有無、会話や歌唱など発声を伴う行動や対面での接触の有無など、「3密」の状況などにより、感染の可能性は大きく異なります。そのため、最終的に濃厚接触者にあたるかどうかは、このような具体的な状況をお伺いして判断します。

濃厚接触者と判断された場合は、保健所の指示に従ってください。濃厚接触者は、感染している可能性があることから、所定の期間は、健康状態に注意を払い（健康観察）、不要不急の外出は控えてください。

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議では、対面で人と人との距離が近い接触が、会話などで一定時間以上続き、多くの人々との間で交わされる環境は感染を拡大させるリスクが高いとされています。新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の意見はこちらをご覧ください。

なお、検査結果が陰性となった場合であっても、所定の期間は、不要不急の外出を控えるなど保健所の指示に従ってください。詳しくは、濃厚接触者と判断された際に、保健所から伝えられる内容を確認してください。

### 【暫定的な濃厚接触疑い者を追跡する目的】

ゴルフ関連5団体新型コロナウイルス対策会議では、保健所による「濃厚接触者の判定」に時間を要し、大会が中断・中止する状態となる前に、独自の濃厚接触者認定及び、疑い者の隔離を行い、万全を期して大会を継続するように努めることを決定いたしました。

**目的は、保健所の判定がでるまでの空白時間における感染拡大を防ぐことです。** 但し、該当する場合には、状況やタイミングにより不公平が生じることもありますので、選手及び選手関係者とすべての大会関係者におきましては、該当する行為が常にならないような状態にさせていただくことが、最も重要となります。

すべての参加者の安全を守ること、大会を継続することを目的とする行動ですので、趣旨を理解の上、暫定的な濃厚接触者の追跡に協力をお願いします。

**【暫定的な濃厚接触疑い者に関するゴルフ関連 5 団体基準】** \*Jリーグ基準を参考に作成

以下の者を、「濃厚接触疑い者」として隔離（ホテル・自宅等で待機）することとし、保健所により濃厚接触者に該当しなかった者についてのみ会場への立ち入り、業務の再開を許可いたします。

- (1) 発症日（無症状の場合、検体採取日）の**2 日前以降**の接触を確認する
- (2) 陽性者と日常的に接触している者。例えば、
  - 選手、キャディ、通訳、コーチ、トレーナー、マネージャー、プロサービス及び選手の親族など行動を共にするすべてのサポートスタッフ等。
  - ホテル、自宅等で同室の者、同じ諸室や空間で、長時間一緒にいた者等を、すべて調査します。
- (3) マスク無しで、2メートル(※1)以内、24 時間以内に累積で 15 分以上会話した者
- (4) 同じ車に同乗した者で、以下に該当する者
  - 陽性となった者が、マスクを着けずに累積 15 分以上会話をしたときに 2メートル(※1)以内にいた者。ただしパーティション等で座席間が区切られている場合は該当者から外してよい
- (5) マッサージ等の施術をした者・受けた者のいずれかが、下記の 1 つ以上該当する場合
  - 施術した者・受けた者のいずれかが、不織布マスクをつけていなかった
  - 施術した者が、施術ごとに手袋の交換もしくは手指消毒を行っていなかった
  - 施術した者が、施術ごとにタオル交換や、器具消毒を行っていなかった
  - こまめに換気されるか、屋外など空気の滞留のない場所で行われなかった
- (6) 陽性となった者が発症日の**2 日前以降**に複数人で食事をしていた場合は、外食か否かにかかわらず、原則、食事を共にした者は全員濃厚接触疑い者とみなす。  
ただし、下記の条件のいずれか 1 つでも満たしていれば濃厚接触疑い者から外してよい。
  - お互いの距離が 2メートル(※1)以上離れていた
  - 各席がパーティションで区切られていた
  - 黙食をしていた

**上記に該当する者は、主催者とゴルフ協会の指示に基づき、対応を判断することとします。但し、独自の追跡結果、また独自検査結果に関わらず、保健所による認定の判断及び結果が最優先になります。**

「濃厚接触疑い者」への抗原定性検査（検査キット）による検査を行い、保健所へ報告できるようにしておくことも推奨します。

(※1) 感染状況や換気状況等において 1メートルと変更することも可とします（1 m以下は不可）

## 10. 退院基準について

国内外の知見によると、発熱等の症状が出てから 7 日～10 日程度経つと、新型コロナウイルス感染者の感染性は急激に低下し、PCR で検出される場合でも、感染性は極めて低いことがわかってきました。

そのため、以下の通り、入院や療養生活が始まってから、こうした期間が経過したかどうかと、各種検査の結果を総合判断して、元の生活への復帰が判断されることとなります。

厚生労働省では、退院や療養生活を終了する際の判断基準を、以下のとおりまとめています。

### 【症状がある場合】

発症日 = 症状が出現した日から、10 日以上かつ症状軽快後 72 時間経過後

(または症状軽快後 24 時間以上空けて 2 回 PCR 等の検査を行い、陰性だった場合) に療養解除となります。

### 【症状がない場合】

検体採取日から 7 日経過後に療養解除となります。

### 【無症状者が療養途中で、症状が出た場合】

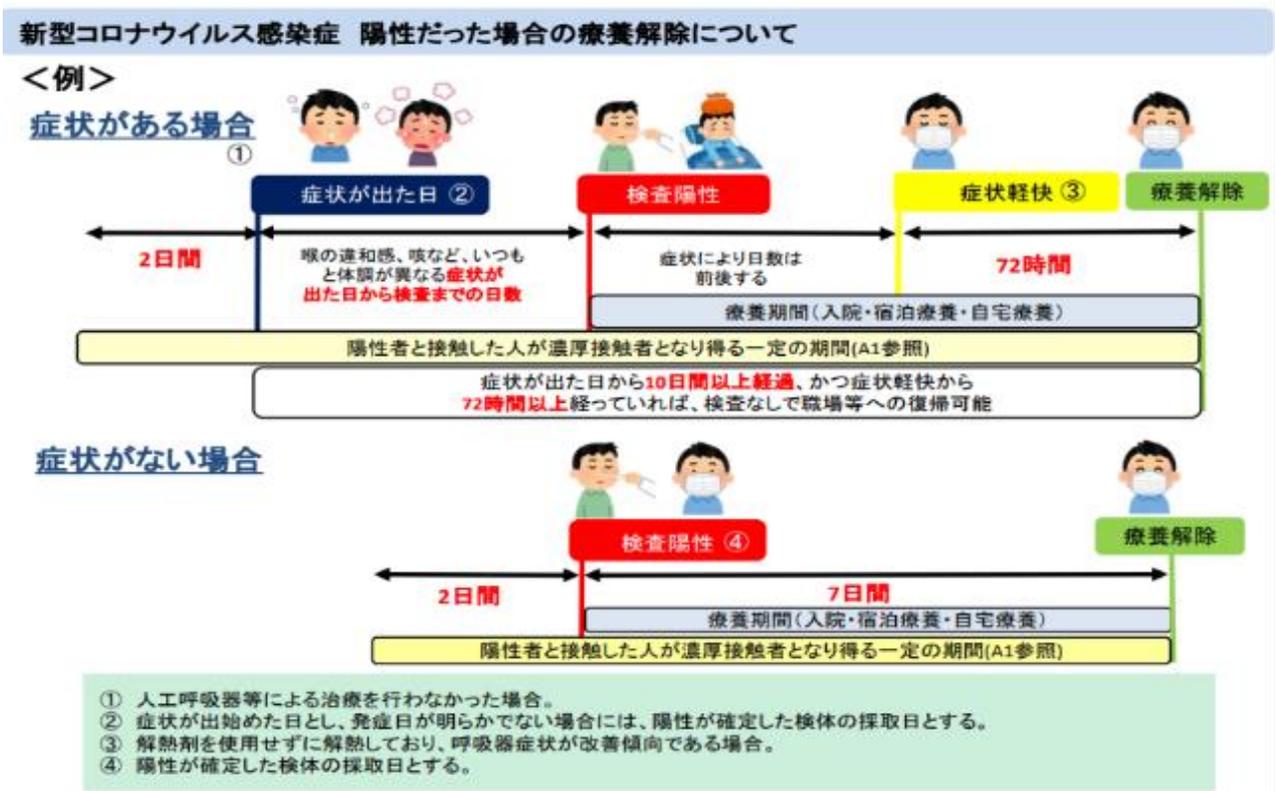
当初無症状の人であっても、途中で症状が出現してしまったら、発症から 10 日間は感染性があるとされているため、発症日が起算日になります。

※療養解除については、保健所の指導に従ってください。

※療養解除基準は変更される可能性があります。

### ●新型コロナウイルス感染症陽性だった場合の療養解除について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000639696.pdf>



(参考) 事務連絡 令和2年5月1日 令和4年1月31日一部改正

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第に規定する就業制限の解除に関する取扱いについて (一部改正)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000891476.pdf>

\* 厚生労働省ホームページ 新型コロナウイルスに関する Q&A(一般向け)

「陽性になって入院や療養をした場合、どうなったら元の生活に戻れますか。」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_0001.html#Q5-4](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_0001.html#Q5-4)

**注釈：**本ガイドラインでは、トーナメント（ツアー競技）開催を前提とした感染症対策について記しています。非興行型のアマチュア向けの競技会やプロフェッショナルも参加する予選会など、非興行型で比較的小規模の競技会などに適用する対策について、（公財）日本ゴルフ協会にてまとめられています。身体的距離の確保やマスクの着用、手洗いの徹底など8項目の基本的感染症対策を改めて示すとともに、感染予防対策、選手や関係者に感染が疑われる方が出た場合の対応、ゴルフ競技会における開催の基本方針を掲載しています。準ツアー競技、予選会、資格認定テスト等開催時の参考にご参照ください。

**【日本国内の小規模ゴルフイベント（非興行型のアマチュアイベントやプロも参加する予選会を含む）における新型コロナウイルス感染症に対する具体的な運用事例について】**

[http://www.jga.or.jp/jga/html/jga\\_data/02KYOUGI\\_NEWS/2020\\_KYOUGI/ama\\_covid19\\_unyojirei.pdf](http://www.jga.or.jp/jga/html/jga_data/02KYOUGI_NEWS/2020_KYOUGI/ama_covid19_unyojirei.pdf)

（公財）日本ゴルフ協会 2020年5月29日

### Ⅲ. トーナメントの開催基準

#### 1. 開催判断基準

- ① 政府及び自治体の見解、定められる対策と開催制限等を遵守
- ② 大会開催地自治体の状況を鑑み、感染拡大防止に協力する
- ③ 選手の状況及び動向
- ④ 他のスポーツの動向
- ⑤ ツアー全体の状況

#### 2. 開催準備を始めるまえに（前提条件）

主催者とゴルフ協会の意思統一が取れていることを前提に、以下を整えることが重要となります。

- ① 開催県知事や開催市町村長等の自治体の承認がしっかりと取れていること。（必要な申請手続き）
- ② 開催期間中、医療従事者（医師や看護師）のスタンバイまたは、近隣の病院との連携が出来ていること。
- ③ 本ガイドラインに基づき、万全の予防対策、選手、キャディ、関係者及び観客を含むすべての入場者の健康チェックを行うこと。

※保健所との連携につきましては、自治体に相談した結果(指導内容・注意内容等)をふまえた計画書やマニュアルを共有しておくことを推奨いたします。

（注意：保健所は、「イベントに関する指導」をする機関ではありません。イベント開催を報告しておくことが重要、その際に医療の状況や注意事項等があれば、その内容をイベント開催に活かすことが重要です。）

#### 3. 開催自治体の警戒レベルに応じた催物制限基準 NEW

感染状況に応じて、人数制限・収容率が定められています。

また、安全計画策定（開催都道府県へ提出し確認された計画）、チェックリスト作成(大会ホームページ等で公表しイベント後1年間保管)するかに応じて制限人数が異なります。

詳しくは、開催自治体のホームページをご参照ください。

参考) 必要な書類については、都道府県ホームページ、もしくは以下の事務連絡から入手することができます。

サンプル(千葉県) (すべての都道府県で同じ手続きになります)

\* 開催都道府県の該当ページをご参照ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/event-limitation0915.html>

メールアドレスも案内されています。(メールにて提出する形式)

### 感染状況に応じたイベント開催制限等について

別紙1

		安全計画策定(注1)	その他 (安全計画を策定しないイベント)
下記以外の 区域	人数上限(注2)	収容定員まで(注3)	5,000人又は収容定員50%のいずれ か大きい方
	収容率上限 (注2)	100%(注4)	大声なし:100% 大声あり:50%
重点措置 区域	人数上限(注2)	収容定員まで(注3)	5,000人
	収容率上限 (注2)	100%(注4)	大声なし:100% 大声あり:50%
緊急事態 措置区域	時短	原則要請なし(注5)	原則要請なし(注5)
	人数上限(注2)	10,000人 (対象者全員検査により、収容定員まで追加可) (注6)(注7)	5,000人
	収容率上限 (注2)	100%(注4)	大声なし:100% 大声あり:50%

※遊園地やテーマパーク等については、都道府県知事の判断により、上記の緊急事態措置区域、重点措置区域と同様の制限を適用することも可能

(注1) 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用(緊急事態措置区域、重点措置区域においては、5,000人超)

(注2) 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度(両方の条件を満たす必要)

(注3) 地域の実情に応じて、都道府県知事の判断により、人数上限の制限を行うことも可能とする

(注4) 安全計画策定イベントでは、「大声なし」の担保が前提

(注5) 都道府県知事の判断により要請を行うことも可能

(注6) 対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限を超える範囲の入場者とする

(注7) 都道府県の判断により、対象者全員検査の活用を行わないことも可能

.....

## 基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（抜粋） （令和4年7月15日）

### イベントの開催制限の日安等

開催都道府県は、イベント等の開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係るイベント主催者等による行動管理等、基本的な感染防止策が講じられるよう、イベント主催者等に対して強く働きかけるとともに、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、COCOA等の活用等について、イベント主催者等に周知すること。また、当該地域で開催されるイベント等について、観客の広域的な移動やイベント等の前後の活動等で生じる感染拡大リスクを抑制するため、イベント等の前後の活動における基本的な感染対策の徹底や直行直帰の呼びかけ等を行うものとする。

#### （留意事項）

##### ア. 感染拡大防止に必要な取組の継続等

- 収容定員が設定されていない場合、大声ありのイベントは十分な人と人との間隔（できるだけ2 m、最低1 m）を確保し、大声なしのイベントは人と人との触れ合わない程度の間隔を確保すること。  
なお、大声ありのイベントについて、十分な人と人との間隔（できるだけ2 m、最低1 m）の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること。
- 飲食を伴う又は飲食が可能であるイベントについては、感染者が飲食した場合の周辺への感染リスクを高める可能性があることから、引き続き、飲食専用エリア以外（例：観客席等）においては自粛を求めることとする。ただし、発声が無いことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため飲食時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。
- 都道府県においては、これまでの事務連絡も参照しつつ、別紙2に示すイベント開催等に必要な感染防止策等を実施するよう、事業者等への周知徹底を引き続き行うこと。

イ. 法第24条第9項に基づく要請等を行う場合の留意事項については、個々の事業者や施設管理者等を対象として行うことは差し支えないが、当該要請等は行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第1項第6号の行政指導に該当すると考えられることから、同法及び各都道府県の行政手続条例に則り、当該要請の趣旨及び内容並びに責任者を相手方に明確に示す必要があることに留意し、徹底すること。また、個々の事業者や施設管理者等に対して要請等を行う判断の考え方や基準について合理的説明が可能であり、公正性の観点からも説明ができるものになっているかといった観点からも検討を行うこと。

##### ウ. 収容率の日安判断に当たっての留意事項等について

収容率の日安判断に当たり、「大声」を「観客等が、(ア)通常よりも大きな声量で、(イ)反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」に該当するものとする。

<大声の具体例>

- ・観客間の大声・長時間の会話
  - ・スポーツイベントにおいて、反復・継続的に行われる応援歌の合唱
- ※得点時の一時的な歓声等は必ずしも当たらない。

エ. 問題が確認されたイベント主催者等への対応等について

問題が確認されたイベント主催者等への対応については、これまでも「令和3年9月28日事務連絡1.(3)⑥等」において周知しているところであるが、各都道府県及び関係府省庁は、引き続き、次の対応を行うこと。

(ア)都道府県

都道府県は、感染防止策の不徹底など問題が確認されたイベント主催者等に対して、必要に応じて、法第24条第9項等に基づき、速やかな結果報告資料の提出や、実効的な改善策が策定・実施されると判断するまでの間、今後開催予定のイベントに関して収容率上限100%の適用を行わないこと等を当該イベント主催者等に対して個別に要請を行うこと。

(イ)関係府省庁

関係府省庁は、専門家、業界団体と連携し、業界の感染防止策実施状況について確認し、問題発生事例を踏まえ、イベント開催時に必要な感染防止策の見直しや業種別ガイドラインの改訂等の適切なフォローアップを行うこと。

※各都道府県及び関係府省庁は、感染防止策の不徹底など問題が確認されたと判断したイベント主催者等については、相互に情報共有すること。

※当該イベント主催者等の情報については、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室（以下「コロナ室」という。）を通じて定期的に各都道府県及び関係府省庁間で共有する。コロナ室への情報共有に当たっては、当該情報が各都道府県及び関係府省庁にも共有されることに留意し、各都道府県や関係各府省庁はイベント主催者等に対し事前の説明を行うこと。

オ. 各種イベント・行事の開催判断に当たっての留意事項等

関係各府省庁及び各都道府県においては、各種イベント・行事の開催判断に当たって、イベント開催時に必要な感染防止対策の徹底や開催制限の目安を踏まえた開催規模・時期の検討等に加え、例えば、部活動等における成果を発揮する場として全国大会等の開催は重要であること等、個々の行事が有する事情に鑑み、開催のあり方を個別具体的に検討する必要がある。各種イベント・行事の開催判断に際して、各部局間の調整等を適切に実施し、感染防止策の徹底を図るとともに、各行事・イベントの趣旨を踏まえつつ、開催のあり方を適切に判断すること。

ただし、感染が急速に拡大し、医療提供体制の逼迫が見込まれる場合等においては、強い行動制限を要請することとする点に留意し、5,000人を超えるイベントのチケット販売については、慎重を期すこと。

カ. その他留意事項等について

- 上記の人数上限や収容率要件の解釈については、令和3年2月26日事務連絡1.(1)②のとおり取り扱うこと。
- 「イベント」については、都道府県知事の判断により、特定都道府県や重点措置区域である都道府県全域において、遊園地やテーマパーク等を含めることができること。

.....  
イベント開催等における感染防止安全計画等について（改定その6） 令和4年7月15日

1. 安全計画について

(1) 概要（別紙1を参照）

参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベント（※1、2、3）を対象に、イベント開催時に必要な感染防止策の各項目を着実に実施するため、イベントごとにイベント主催者等が具体的な感染防止策を検討・記載し、各都道府県がその内容の確認及び必要な助言等を行うことにより、感染防止策の実効性を担保するもの。

安全計画を策定しないイベントについては、引き続き、イベント開催時に必要となる感染防止策への対応状況をチェック形式で確認するチェックリストをイベント主催者等がHP等で公表し、イベント終了日から1年間保管することとする。

（※1）緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域である都道府県においては5,000人超のイベント。

（※2）参加者を事前に把握できない場合は、イベント主催者等が想定する参加予定人数が5,000人超の時、収容定員が設定されていない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔で開催したい時、原則、安全計画策定の対象とする。

（※3）「イベント」については、都道府県知事の判断により、緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域である都道府県において、遊園地やテーマパーク等を含めることができる。

(2) 感染防止策の項目（別紙2参照）

以下の①～⑦の項目について、具体的な感染防止策を安全計画に記載する。なお、各都道府県において、各地域の感染状況等に応じて、項目を追加することは差し支えない。

① 飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底

適切なマスク（不織布マスクを推奨。以下同じ。）の正しい着用や大声を出さないことの周知・徹底等

（※）マスクの着用については、厚生労働省HP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」参照。なお、屋外において、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要ない。

② 手洗、手指・施設消毒の徹底

こまめな手洗や、手指・施設内の消毒の徹底等

③ 換気の徹底

機械換気による常時換気又は窓開け換気

④ 来場者間の密集回避

入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施等

⑤ 飲食の制限

飲食時における感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底等

⑥ 出演者等の感染防止策

有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常からの出演者

やスタッフ等の健康管理の徹底等

⑦ 参加者の把握・管理等

チケット購入時又は入場時の連絡先把握やアプリ等を活用した参加者の把握、直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起等

2. 都道府県及び府省庁における対応事項

(1) 都道府県

**【事務手続】**

- ① 本事務連絡の内容について、広く周知を行い、安全計画の策定を希望するイベント主催者等（※1）が、イベント開催日の2週間前までを目途に都道府県に提出する（※2）よう促すとともに、提出後に計画の変更が必要になった場合には、イベント開催日直前の連絡となることがないように、必要になった段階で速やかにイベント主催者等から都道府県に連絡・相談するよう促すこと。なお、イベント主催者等がチケット販売を見据え、時間的余裕をもって安全計画を提出し得ることに留意し、都道府県は、イベント開催の2週間前よりも前に提出があった場合にも、原則、提出があった時点で、受け付けること。

（※1）イベント主催者等は、安全計画の提出に当たっては、必要に応じて専門家への事前確認や関係各府省庁への共有を行うこと。

（※2）一定期間に反復的に同一施設を使用して同様のイベントを実施する場合には、一括して提出可。

- ② 安全計画の内容について、以下の点の確認を行い、感染防止策として不十分であると判断した場合は、イベント主催者等に対して必要な助言等を行う（※）こと。その際、イベント主催者等の事情に配慮し、安全計画提出後、原則1週間以内を目途に連絡すること。提出後に計画の変更があった場合においても、可能な限り柔軟に対応を行うこと。

（※）本事務連絡2（2）②の「問題が発生したイベント主催者等」から提出された安全計画については、十分に確認すること。

<確認事項>

- 基本的感染防止策の全項目にチェックが入っているか。
- 項目ごとに具体的に記述された内容が、以下の観点を参考に、有効かつ実現可能なものとなっているか。

(観点)

- ・ イベントの規模に対する妥当な感染防止策の規模か。  
(例：消毒液設置数や誘導スタッフの数、参加見込者や出入口数に見合った分、散入退場の計画（分割単位や開場時間等）が妥当か)
- ・ 有効な感染防止策となっているか。  
(例：チェックした項目に対して妥当な対策となっているか)
- ・ 計画だけでなく実効性が担保された感染防止策となっているか。  
(例：イベント前後やイベント中に確実に実行できる内容か。)
- ・ イベントや利用施設に固有のリスクがある場合、それらのリスク分析や対策がなされている

か。(例：大声での応援等が起こり得るイベントを想定した大声抑止策や換気設備、開催スケジュールを考慮した換気の計画となっているか)

- ・対象者全員検査を実施する場合は、具体的な確認方法について、実行可能性が十分か。

(例：利用見込者数に対して十分な受付窓口やスタッフ数、受付時間があるか)

- ・有識者から助言を受けている場合は、その助言内容を踏まえた感染防止策となっているか。

- ③ 対象者全員検査を実施するイベントについて、イベント主催者等は、その旨を明記した安全計画を提出することによって、対象者全員検査を実施する旨を都道府県に登録したとみなすこととし、都道府県は登録のあったイベント主催者等の一覧をホームページ等で公表するなど、利用者に周知すること。

- ④ イベント終了後、1か月以内を目途に、結果報告書を都道府県に提出する(※)ようイベント主催者等に対して促すこと。

(※)一定期間に反復的に同一施設を使用して同様のイベントを実施する場合には、一括して提出可。

- ⑤ 問題が発生(クラスター発生、感染防止策の不徹底等)した場合は、イベント主催者等に対し、直ちに結果報告書を都道府県に提出させるとともに、関係府省庁に共有すること。

## (2) 関係府省庁

### 【事務手続】

- ① 本事務連絡の内容について、所管する業界等に広く周知を行い、安全計画の策定を希望するイベント主催者等(※1)が、イベント開催の2週間前までを目途に都道府県に提出する(※2)よう促すとともに、提出後に計画の変更が必要になった場合には、イベント開催日直前の連絡となることがないように、必要になった段階で速やかにイベント主催者等から都道府県に連絡・相談するよう促すこと。

(※1) イベント主催者等は、安全計画の提出に当たっては、必要に応じて専門家への事前確認や関係各府省庁への共有を行うこと。

(※2) 一定期間に反復的に同一施設を使用して同様のイベントを実施する場合には、一括して提出可。

- ② 本事務連絡2.(1)⑤の「イベント主催者等」の情報を集約し、適宜、全都道府県へ共有を行うこと。

#### 4. 感染防止安全計画及びチェックリストについて **NEW**

### 「感染防止安全計画」の概要

別紙 1

- 「感染防止安全計画（以下「安全計画」）」は、参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベント（※）を対象に、イベント開催時に必要な感染防止策を着実に実施するため、イベントごとにイベント主催者等が**具体的な感染防止策を検討・記載し**、各都道府県がその内容の確認及び必要な助言等を行うことにより、**感染防止策の実効性を担保するもの**。
- イベント開催後、主催者等は**結果報告書**を都道府県に提出。問題発生時は都道府県から関係府省庁に共有し、関係府省庁は所管する業界等に対し**原因究明や改善策を求め**るなど、PDCAサイクルを確立。
- 感染防止策として「効果的な換気のポイント」を踏まえた修正等を実施。

（※）緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域においては5,000人超のイベント。「イベント」については、都道府県知事の判断により、緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域である都道府県において、遊園地やテーマパーク等を含めることができる。

安全計画	
対象となる イベント参加人数	5,000人超かつ収容率50%超
必須	<p>□ <b>安全計画提出</b>（※1、2）</p> <p>□ <b>結果報告提出</b>（※3）</p> <p>（※1）一定期間に反復的に同一施設を使用して同様のイベントを実施する場合には、<b>一括して提出可</b>。</p> <p>（※2）緊急事態措置の発令時に、上限人数を超えて、収容率100%での開催をしようとする場合は、安全計画の中に対象者全員検査の実施にかかる手順等を盛り込むこととする。</p> <p>（※3）原則提出。（同様のイベントを実施する場合は一括して提出可。ただし問題発生時に速やかに提出。）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>（基本的対策例）</p> <p>➢ マスク着用の徹底</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>（安全計画）記述欄</p> <p>観戦区画ごとに警備員を○名配置し、マスク未着用者を個別に注意。程度に応じて退場。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; width: fit-content; margin-left: auto;"> <p>基本的対策の内容を業種別ガイドライン等を参考にしつつ、<b>具体的に記述し、必要に応じて専門家に確認する</b></p> </div>

<補足①> 収容率100%（大声無し）とする場合の取扱い

「5,000人超かつ50%超のイベント：安全計画策定、それ以外のイベント：チェックリスト公表」で担保

（※）収容人数に関わらず、開催後に大声の発生が確認された場合は、今後のイベントは収容率を50%とするなど、厳しい措置を講じる。

<補足②> 安全計画を策定しないイベントの取扱い

チェックリスト公表。問題が発生した場合は、都道府県、関係府省庁に結果報告資料を提出。

- **新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和4年7月15日変更）**

[https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon\\_r\\_20220715.pdf](https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_r_20220715.pdf)

- **【事務連絡】イベント開催等における感染防止安全計画等について（改定その6）**

[https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimu\\_event\\_kansenboushi\\_anzenkeikaku\\_20220715.pdf](https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimu_event_kansenboushi_anzenkeikaku_20220715.pdf)

- **【事務連絡】令和4年7月15日付け事務連絡「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」の補足について**

[https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku\\_seigen\\_20220715.pdf](https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20220715.pdf)

※厚生労働省リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/000942601.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/000942602.pdf>

イベント開催等における必要な感染防止策

別紙2

項目	基本的な感染対策	感染防止安全計画に記載する具体的な対策例
①飛沫の抑制 (マスク着用 や大声を出 さないこ と)の徹底	<p>□飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク(不織布マスクを推奨。以下同じ。)の正しい着用や大声を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 大声を「観客等が、①通常よりも大きな声量で、②反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に排換する又は必要な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当することとする。</li> <li>• 大声を伴う可能性のあるため収容率を50%とする場合でも、常に大声を出すことは飛沫防止の観点から望ましいものではないため、対策を徹底すること。</li> <li>• 飛沫が発生するおそれのある行為には、大声での会話を誘発するような、大音量のBGMや応援なども含む。</li> <li>• 適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省HP「マスクの着用について」を参照。なお、屋外において、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要ないことに留意すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○マスクを着用しない者や大声を出す者に対する個別注意等の具体的方法の検討・実施</li> <li>• マスクを着用しない者や繰り返し大声を発する観客の退場措置の事前準備・周知(チケット購入時の約款に明記等)。</li> <li>• 応援自粛に係るファンクラブ等との事前調整。</li> <li>• 警備員や映像・音声によるモニタリング、個別注意や退場の徹底のための実施計画。</li> <li>○新たな鑑賞・応援方式を根付かせるための取組の工夫(演者からの呼びかけ等)</li> </ul>
②手洗、手指 ・施設消毒 の徹底	<p>□こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す(会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施)</p> <p>□主催者側による施設内(出入口、トイレ、共用部等)の定期的かつこまめな消毒の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○具体的な手洗場、手指消毒液の設置場所、準備個数等の計画の検討・実施</li> <li>○施設内の消毒(箇所・頻度等)の計画の検討・実施</li> <li>○アナウンス等での手洗・手指消毒の呼びかけ</li> </ul>
③換気の徹底	<p>□機械換気による常時換気又は窓開け換気</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 必要な換気量(一人当たり換気量30m<sup>3</sup>/時を目安)を確保するため、二酸化炭素濃度を概ね1,000ppm以下を目安(二酸化炭素濃度測定器の活用が効果的)</li> <li>• 機械換気が設置されていない場合の窓開け換気は、可能な範囲で2方向の窓開け</li> <li>• 機械換気、窓開け換気ともに相対湿度の目安は40-70%</li> <li>• 屋外開けは除く</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各施設の設備に応じた換気</li> <li>• 施設に備わっている換気設備の確認、その仕様を踏まえた適切な換気</li> <li>• 二酸化炭素濃度測定器による常時モニターや映像解析を活用した換気状況を確認するための手法の検討・実施</li> <li>• 換気能力維持のための定期的な検査・メンテナンス</li> </ul>

イベント開催等における必要な感染防止策

別紙2

項目	基本的な感染対策	感染防止安全計画に記載する具体的な対策例
④来場者間の 密集回避	<p>□入退場時の密集を回避するための措置(入場ゲートの増設や時間差入退場等)の実施</p> <p>□休憩時間や待合場所での密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じて収容人数を制限する等、最低限人と人が触れ合わない程度の間隔を確保する。</li> </ul> <p>□大声を伴わない場合には、人と人が触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 「大声あり」の場合、座席間は1席(立席の場合でできるだけ2m、最低1m)空けること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○開場時間の前倒しや時間差・分散退場の実施、交通機関との連携(駅付近の混雑度データを踏まえた増便等)による誘導計画</li> <li>○密になりやすい場所での足形マークの設置、マーキング、誘導員等の配置による誘導等の実施計画</li> <li>○二酸化炭素濃度測定器等を活用した混雑状況の把握・管理と適切な誘導</li> <li>○収容率を踏まえた、密集回避に適した観客席の座席配置の工夫</li> </ul>
⑤飲食の制限	<p>□飲食時における感染防止策(飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策)の徹底</p> <p>□食事中以外のマスク着用の推奨</p> <p>□長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外(例:観客席等)は自粛</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため食事時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。</li> </ul> <p>□自治体等の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断(提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○飲食可能エリアにおける飛沫感染等を低減する具体的な感染防止策の策定</li> <li>○飲食・アルコールを必要最小限に抑える方策の検討・実施</li> <li>○安全なイベント開催のための、飲酒による大声発生等の問題発生時には退場処分や酒類の提供中止等の対策を事前に周知</li> </ul>

イベント開催等における必要な感染防止策

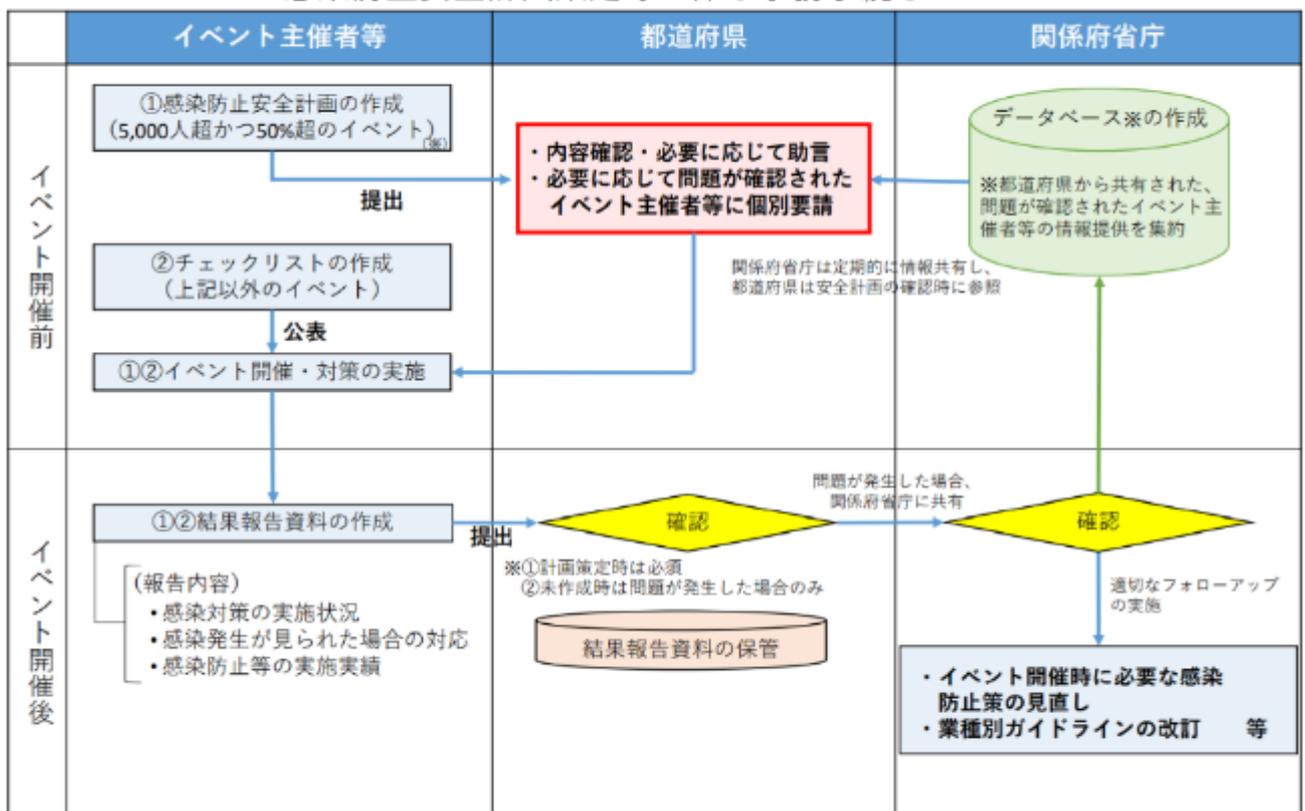
別紙2

項目	基本的な感染対策	感染防止安全計画に記載する具体的な対策例
⑥出演者等の感染対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>□有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常から出演者やスタッフ等の健康管理を徹底する                     <ul style="list-style-type: none"> <li>*体調が悪いときは医療機関等に適切に相談。</li> </ul> </li> <li>□練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する                     <ul style="list-style-type: none"> <li>*練習時等であっても、適切なマスクの正しい着用、出演者やスタッフ等の関係者間の適切な距離確保、換気、必要に応じた検査等の対策が必要。</li> </ul> </li> <li>□出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（誘導スタッフ等必要な場合を除く）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日常から行う出演者やスタッフ等の健康管理方法の検討                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・出演者やスタッフ等の必要に応じた検査の実施。</li> <li>・健康アプリの活用等。</li> </ul> </li> <li>○出演者やスタッフ等と観客の接触防止策（動線計画・ファンサービスの自粛等）の策定、出演者やスタッフ等及び観客双方への呼びかけ</li> </ul>
⑦参加者の把握・管理等	<ul style="list-style-type: none"> <li>□チケット購入時又は入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握                     <ul style="list-style-type: none"> <li>*接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービス（BluetoothやQRコードを用いたもの等）を活用。</li> <li>*原則、参加者全員に対してアプリダウンロードまたは、氏名・連絡先等の把握を徹底。</li> </ul> </li> <li>□入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止                     <ul style="list-style-type: none"> <li>*チケット販売時に、有症状の場合は早めに連絡・キャンセルすることを周知すること。</li> </ul> </li> <li>□時差入退場の実施等イベント前後の感染防止の注意喚起</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○チケット購入時の参加者の連絡先把握</li> <li>○COCOAや各地域の通知サービス等による来場者情報の把握・管理手法の確立（アプリ等の確実なダウンロードや来場者情報を把握するための具体的な措置の検討）</li> <li>○イベント前後の感染対策に関する具体的な措置                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・警備員による公共交通機関への誘導等。</li> </ul> </li> <li>○検温・検査実施のための体制・実施計画</li> <li>○有症状者の入場を防止できるキャンセルポリシーの整備</li> </ul>

※上記に加え、自治体からの要請や各業界が定める業種別ガイドライン（該当する業種において策定されている場合）を遵守すること。

感染防止安全計画策定等に係る事務手続きフロー

別紙3



(※) 緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域においては5,000人超のイベント



● イベント開催及び人数制限の応用イメージ（5 団体対策会議による解釈）

ゴルフの競技特性等を加味したうえで、以下の考え方を示しますが、「屋内」「屋外」「人と人の距離」の制限数及び比率は、政府並びに開催自治体が定める最新の規定数値に準じてください。ゴルフトーナメントの様々な場面（施設・環境・状況等）に応じた対応をお願いします。

規定数値以上を収容する場合には、正しいマスクの着用・発声禁止・換気の徹底をお願いします。

【定員・収容率をあげるための考え方（プロゴルフトーナメントに限定した独自の解釈）】

規定数値	食事を伴わない場合（マスク着用 100%）	食事を伴う場合（マスク非着用）
<b>屋内</b> ＊共用部は 「人と人が触れない程度」の距離を確保  ＊ゾーニング 選手エリア及び 導線を確保  ＊サイン、声掛け等 選手との接触は不可	<b>設定：定員通り</b> 1. クラブハウス入場者は検査による陰性確認 2. 検温 3. 体調チェック（自己申告） 4. 換気 5. マスクを着用しながらの日常会話程度 6. 基本対策①～⑦ 例：クラブハウス（レストラン以外） ロッカールーム プレスルーム 等	<b>設定：定員通り</b> 左記の対策 + 7. 飲食時以外はマスク着用の徹底 8. マスク非着用時は、会話の禁止 9. 1m以上の距離、もしくは飛沫パネル 10. 施設が定める対策・対応に準じる  例：クラブハウス(レストラン) パーティー会場 ホスピタリティেন্ট(飲食有)
<b>屋外</b>	<b>設定：正しくマスクを着用し、飲食しないことで、100%とする。</b>  例：ギャラリースタンド(飲食禁止の場合) 観戦用テント(飲食禁止の場合)	<b>設定：飲食を伴う場合には、50%とする。もしくは、1m程度の距離を確保できる人数に制限をする。</b>  例：ギャラリースタンド(飲食許可する場合) 観戦用テント(飲食を許可する場合)
<b>座席がない参加者の行動を制限できない環境（人と人の距離で対策）</b>	<b>設定：定員 100%</b> 人と人が触れない程度の収容人数  例：観戦エリア ギャラリーバス(換気徹底・発話禁止)	<b>設定：目安として定員 50～60%前後</b> ・人と人の十分な距離(1m) ・グループごとの利用、もしくは別グループとは1席あける 等  例：ギャラリープラザ(共有座席) 浴室・シャワールーム

【参考】

- 業種別ガイドライン（新型コロナウイルス感染症対策推進室）  
<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>
- 貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン（第3版）  
[http://www.bus.or.jp/news/covid-19guideline\\_kashikiri.pdf](http://www.bus.or.jp/news/covid-19guideline_kashikiri.pdf)

## 5. 飲食に関する基本的な感染防止策 **【重要】 NEW**

\* プロアマ表彰式、前夜祭、ギャラリープラザ等、レストラン、業務・休憩のための諸室等、飲食をする場面において基本的な考え方及び対策の参考にしてください。

大会で提供される飲食（選手・来場者・大会関係者他及びプロアマ等催物における飲食）に関する感染防止対策については、**「飲食提供施設が求められる対策に則り計画・実施する」**ようお願いいたします。

**「施設の感染症対策(業種別ガイドラインや第三者認証制度)」**で求められる規則を遵守してください。  
**本ガイドラインがその規則や対策を緩和することはありません。**

飲食に関しましては第三者認証等で推奨される対策の他、  
**感染状況等により、「提供される内容の制限」、「営業時間の制限」、「1テーブルごと人数制限や飲食時間の制限」等がかかる場合がありますが全て遵守する**ようお願いいたします。

観客向けの飲食提供について、対策の考え方につきましても同様とします。

「飲食時以外のマスク着用」、「黙食」、「手指消毒」、「定期的なテーブル椅子等の清掃」、「人と人の距離」、「利用時間の短縮」、「換気」など基本的な対策を講じてさい。

出店社、管理者におきましては、スタッフの体調管理、不調時の出勤停止や積極的な検査の徹底をお願いいたします。

### 飲食店における第三者認証制度について

- ・ 第三者認証制度とは、都道府県が飲食店の感染対策に関する基準を定めた上で、個々の飲食店に対して基準適合性を確認し、認証する制度です。
- ・ 都道府県は以下の4項目を中心とした認証基準を設定し、個別の飲食店を訪問して基準適合性を確認し、認証しています。

●座席の間隔の確保  
(又はアクリル板の設置)



●食事中以外の  
マスク着用の推奨



●手指消毒の徹底



●換気の徹底  
(1,000ppm以下で)



#### 国民の皆様へ

- ・ 各都道府県の当該県のHPで公表されています。
- ・ 飲食店を利用される際は、認証店舗のご利用を検討ください。

## 6. 感染リスクが高まる「5つの場面」



●5 団体ガイドラインでは、当面の間は「感染リスク行動を減らす」ことを優先させていただきます。

「立食形式のイベントへの選手派遣は当面の間は不可（アルコール提供有無にかかわらず）」、「着席方式のイベントについては、酒類の提供がなく、かつ基本的な感染対策がとられているイベントへの選手派遣は可」とすることを、基本的な考え方とします。

現時点では、政府方針においても「立食」に関して承認する考えを示しておりません。

定めがない(禁止していない)から開催可能ということではなく、感染リスクが高まる「5つの場面」等で注意喚起されている内容から、現時点では立食形式は相応しくないという解釈をしております。

前夜祭やプロアマ表彰式等を立食形式で行う場合には、ホテルや宴会場などの施設側の業種別ガイドライン及び施設の方針と、施設側の責任のもとで開催可否をご判断ください。

実施される場合には、①飲食店における第三者認証制度を遵守、②ワクチン検査パッケージ、③基本対策7項目、④入場時の検温、⑤アルコール有無、⑥飲食有無+マスク会食、⑦換気等施設環境からの収容人数設定など、実施についてご検討ください。

この方針は、政府の方針等が変更になりましたら、5 団体ガイドラインも変更する予定です。

## 7. 選手及び関係者の宿泊(ホテル・旅館等)に関する注意

### ■発熱・体調不良者の対応について

発熱及び体調不良時については会場に来ないことを原則としていますが、ホテル側にも独自の感染症対策がありますので、大会で手配するホテル・旅館等については事前に打合せをしていただくことを推奨いたします。

1. 大会の感染症対策（マニュアル）の説明（例：発熱・体調不良時の自室待機）
2. 大会側からホテルへの連絡体制を決定（初動連絡が大切です）
3. ホテルによっては、体調不良者の別室・別棟を用意しているホテルもあります。
4. 期間中、会場での PCR 検査を実施する場合には、予め周知しておくこととスムーズです。

### ■大会期間中の陽性者の対応(検査により判明する場合)

陽性者に関しては、保健所の指示に従うこととなりますが、ホテルとも情報共有をお願いします。

保健所が指定する医療機関や、軽症・無症状者用の療養施設への移送(移動)することとなりますので、その場合の対応なども予め確認しておくこととスムーズです。

**個人で手配するホテルは別として、大会事務局で手配するホテル等（例：関係者・アルバイト宿泊等）につきましては、主催者とホテル側とで協力して対応をお願いします。**

## 8. 家族に新型コロナウイルスの感染が疑われる場合の注意（同室者・帯同者の場合も同様）

ご本人は外出を避けてください。ご家族、同居されている方も熱を測るなど、健康観察をし、不要不急の外出を避け、特に咳や発熱などの症状があるときには、職場などには行かないようにしてください。

ご家族に新型コロナウイルスの感染が疑われる場合には、同居されているご家族は以下の8点にご注意ください。（詳しくは、一般社団法人日本環境感染症学会とりまとめをご参照ください。）。

### ①部屋を分けましょう

個室にしましょう。食事や寝るときも別室としてください。

子どもがいる方、部屋数が少ない場合など、部屋を分けられない場合には、少なくとも2mの距離を保つこと、仕切りやカーテンなどを設置することをお勧めします。寝るときは頭の位置を互い違いになるようにしましょう。

### ②感染が疑われる家族のお世話はできるだけ限られた方で

心臓、肺、腎臓に持病のある方、糖尿病の方、免疫の低下した方、妊婦の方などが、感染が疑われる家族のお世話をするのは避けてください。

### ③正しくマスクをつけましょう

使用したマスクは他の部屋に持ち出さないでください。

マスクの表面には触れないようにしてください。マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外しましょう。マスクを外した後は必ず石鹸で手を洗ってください（アルコール手指消毒剤でも可）。マスクが汚れたときは、新しい清潔な乾燥マスクと交換してください。マスクがないときなどに咳やくしゃみをする際は、ティッシュ等で口と鼻を覆いましょう。

#### **④こまめに手を洗いましょう**

こまめに石鹸で手を洗いましょう。アルコール消毒をしましょう。洗っていない手で目や鼻、口などを触らないようにしてください。

#### **⑤換気をしましょう**

風の流れができるよう、2方向の窓を、1回、数分間程度、全開にしましょう。換気回数は毎時2回以上確保しましょう。

#### **⑥手で触れる共有部分を消毒しましょう**

物に付着したウイルスはしばらく生存します。ドアの取っ手やノブ、ベッド柵など共有部分は、薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤（※）で拭いた後、水拭きしましょう。亜塩素酸水を用いる場合は、対象物を拭いた後、水気をふき取って乾燥させてください。

※家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認し、濃度が0.05%（製品の濃度が6%の場合、水3Lに液を25ml）になるように調整してください。トイレや洗面所は、通常の家庭用洗剤ですすぎ、家庭用消毒剤でこまめに消毒しましょう。タオル、衣類、食器、箸・スプーンなどは、通常の洗濯や洗浄でかまいません。感染が疑われる家族の使用したものを分けて洗う必要はありません。洗浄前のものを共有しないようにしてください。特にタオルは、トイレ、洗面所、キッチンなどで共有しないように注意してください。

※亜塩素酸水は、遊離塩素濃度25ppm（25mg/L）以上（製品の遊離塩素濃度が200ppm（200mg/L）以上ある場合、水1Lに液を150ml）になるように調整してください。

#### **⑦汚れたリネン、衣服を洗濯しましょう**

体液で汚れた衣服、リネンを取り扱う際は、手袋とマスクをつけ、一般的な家庭用洗剤で洗濯し完全に乾かしてください。

※糞便からウイルスが検出されることがあります。

#### **⑧ゴミは密閉して捨てましょう**

鼻をかんだティッシュはすぐにビニール袋に入れ、室外に出すときは密閉して捨ててください。その後は直ちに手を石鹸で洗いましょう。

◎鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。

（参考）【一般社団法人日本環境感染学会ホームページ】

「新型コロナウイルスの感染が疑われる人がいる場合の家庭内での注意事項」

<http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/dokyokazoku-chuijikou.pdf>

## 9. ドブ漬け（クーラーボックス・イベントクーラー等）を使用

ドブ漬け（クーラーボックス・イベントクーラー等）を使用する際には、以下をご参考に運用をお願いします。

必ず「水道水（国の法令下に管理されている）」を使用すること。

氷については、仕入先が「全国冰雪販売業生活衛生同業組合連合会」の業種別ガイドラインに準じていること、管理・運用を行う者は本ガイドラインで定める感染予防対策を遵守していることを前提とします。

重要なことは、会場での「製品（水・氷・飲料）の管理」となります。管理・運用を行う者の体調管理・手指消毒・マスク着用、共有部分・共有備品のこまめな消毒により、接触感染・飛沫感染を防ぐことが重要になります。製品の水滴をとるためのペーパータオルの用意（個人のタオルは可、共有のタオルは不可）、手指消毒、除菌シートを合わせて準備してください。

\* 冷蔵庫を使用しても、常温で配布しても、製品表面にウイルスが付着している可能性は常にありますので、口に触れる部分を常に清潔に保つことが最も重要です。

### 〔利用上の注意〕

- ・取り出した飲料は、**必ず自身が携帯するタオルで水滴をよく拭いてください。**
- ・取り出した飲料は、**流水で洗う、もしくは手指消毒用のアルコール等で飲み口を拭く**ことで安全・安心が高まります。**蓋(キャップ)のない飲料（プルトップの缶製品等）の場合は、必ず行ってください。**蓋つきの飲料（ペットボトル等）は、蓋を外した飲み口は水・氷等に触れていませんので拭き取りは不要です。
- ・心配な方は、自身で用意したコップや水筒に中身を移して飲む。

**\* 専属の係員による配布は不要です。常温で配布しても、冷蔵庫で配布したとしても、どこにでも常にウイルスが付着している可能性はありますので、従来の基本対策に加えて、各自が飲み口と手指の清潔を保つことが重要となります。**

### 〔クーラーボックス・ドブ漬けの管理・運用〕

- ・管理者は飛沫が製品につかないように「マスクの着用」を徹底する。
- ・利用者及び管理者は接触感染を防ぐため、こまめな手指消毒を行う。
- ・管理者はビニール手袋等については、長時間の着用は、手袋自体の表面にウイルスが付着している可能性がありますので、こまめに替えるようにする。（作業員の感染を防ぐには有効な手段です）
- ・水道の蛇口、保冷库、アイスピック、運搬車両などの定期的かつこまめな消毒により清潔を保ってください。

### 〔参考〕

#### 1. 水道水の安全性について（水道局ホームページ）

・コロナウイルス等のウイルスに対しては、一般的に塩素による消毒効果の効果が高いことがわかっています。

国の法令に従い適切に塩素消毒を実施し、水道水中の遊離残留塩素濃度を確保していますので、平常時と同様に、飲料水、生活用水として安心して使うことができます。

なお、一般的にインフルエンザやコロナウイルスの感染経路は、飛沫感染（咳やくしゃみによる飛沫からのウイルスの感染）と接触感染（ウイルスの付着したものに触り、その触った手指で口や鼻の触る事による感染）です。

## 2. 氷について

「全国氷雪販売業生活衛生同業組合連合会」の業種別ガイドライン

氷屋純水 HP <https://www.icenet.or.jp/announcements/>

## 3. ギャラリープラザ等で、観客にドブ漬けを使用した販売やサンプリングについて

(検査・対策の徹底がしきれない対象)

飲食売店の運営は、安全対策に十分配慮した上で判断する。運営する場合において、ドブ漬けを使用する際は下記事項を徹底すること。

- i. ドブ漬けに手を入れる店員を事前に決め、健康チェックシートで体調管理を徹底する
- ii. ドブ漬けに手を入れる店員は、紙幣や小銭等の金銭の授受を担当しない
- iii. ドブ漬けに入れる飲料に他の人が手を触れた場合は、流水等で十分に洗浄する
- iv. ドブ漬けは購入者が手を入れられない場所に設置する
- v. ドブ漬けの水は、最低 1 日 1 回入れ替えを行う。

\*ドブ漬けの上に、「遮蔽ビニール等を設置する」運用方針が推奨されるケースがありますが、長時間の設置されている間に、飛沫を受けている可能性があるため、その他の対策を徹底する。

\*ビニール手袋の着用も、長時間着用の場合には、それ自体の表面に付着していることがあるため、ビニール表面の消毒等を徹底する。

- ・不特定多数、氏名及び居住地がわからない観客が集まること。
- ・ギャラリープラザ等、人込みにおける不特定多数との接近、共有物の接触があること。
- ・スタートホールや最終ホール、練習場、試合観戦中に密集しやすい場所があること。
- ・観客や招待者等が、駐車場や駅から、ゴルフ場まで送迎バスを使用すること。等

このようなゴルフトーナメントの特徴に応じた対策が必要であり、正しくマスク着用や発声を抑えることを担保し、マスクをはずすシーンや、密集しやすい場所には、誘導及び注意を促すサインや係員等を配置することで、リスクを低下させる対策をお願いいたします。

また、観客及び招待者の有無にかかわらず、大会関係者の行動にも注意が必要です。

- ・移動、宿泊等の分散（業務機能停止を防ぐように各社にて判断） \* 下請会社にも配慮
- ・業務従事人数を削減・制限する状況でも業務が継続する備え（交代制/リモート等）
- ・食事、休憩の取り方（会話制限、人数制限、時間制限等）
- ・移動開始前の検温（関係者、アルバイト、観客は送迎バスに乗車前に検温を推奨）等

## IV. 催物(フロアマ・前夜祭・ホスピタリティ・ジュニアイベント等)実施制限の検討

感染防止対策と経済社会活動の両立のため、徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を図っていくことが重要となります。

万一感染者が出た場合には、濃厚接触者の追跡や保健所との連携を迅速かつ正確に行い、集団感染の防止に務めてください。開催する時期・地域の感染状況(警戒レベル)に応じて、感染リスクの排除及び十分な感染防止対策を講じた上で、実施してください。

感染防止を前提とする開催内容の変更や参加の制限、感染防止策を予め周知することは、参加者の安心・安全につながります。

マスクを外す状態は感染リスクが高まることもあり、飲食を伴うパーティー等は当面の間は行わないほうがよいと医療アドバイザーは指摘しています。管轄ゴルフ協会による開催可否及び催物の制限、プロの表彰式参加の免除、健康にご心配な方や飲食行為を回避したい方に対して欠席しやすい環境の整備等をお願いいたします。

出場選手と同じ諸室に入る場合、過ごす時間が多く距離が近くなる催物は、ワクチンを接種済であること又は 検査結果 が陰性であることが利用及び参加条件とすることを推奨いたします。

予防 接種済証等又は 検査結果通知書を事前確認又は当日確認の際に確認を行う者に提示した上で、参加することが、対策及び管理としては最良であります。

但し、ワクチンの効果は完全ではなく、接種しても感染し、他の人に感染させる可能性があるため、ワクチンを接種していたとしても基本的な感染対策を怠らないこと。

検査結果が陰性であったとしても、検査後に感染する可能性があり、また、偽陰性である可能性もあるため、基本的な感染対策を怠らないこと。

参加開始日の2週間前から感染リスクを避けて生活する ことなどを基本ルールとしてください。

### 1. フロアマ大会の実施について

- ・大会で設定する入場制限/参加可否判断を適用することを参加者に予め周知する。  
(検温・健康状態の確認)
- ・開催ゴルフ場が講じる感染予防策を確認する。(陽性感染者の発生の有無、要因を確認する)
- ・3密の防止観点でゾーニングや導線の計画、感染防止及び消毒等の対応策を講じる。
- ・フロアマ組数の制限については、コース内で、複数組がティーイングエリアで待つこと(混雑)が無いような組数にする、待つ場所の3密回避など検討をお願いします。
- ・クラブハウス、レストラン、ロッカールーム、浴室、脱衣所、休憩室等の換気を常時行う。
- ・プロ・アマチュアとも原則として、**正しく**マスクを着用する。  
(挨拶をする際など近接の場合は、PCR 検査の陰性者であっても全員が必ずマスクの着用する)  
熱中症対策として、フィジカルディスタンスを保てれば、外すことを推奨します。
- ・発話、会話を少なくする。(選手とのコミュニケーションが減少することを予め了解いただく)
- ・「乗用カート」では、乗車中の会話を控えるか、会話する場合には、マスク着用を要請する。  
カートの乗車位置の固定や、ビニールカーテン(飛沫防止)なども有効な対策である。
- ・ロッカールームでは、「身体的距離の確保」と会話抑制を求める。(換気・共有部分の消毒徹底)

- ・プレーヤー同士の 浴室・浴槽・脱衣室での会話を自粛するよう要請する。
- ・浴室・浴槽・脱衣室における「身体的距離の確保」に注意を促す。
- ・風呂桶などの共用する備品は使用後に流水で水洗いするよう促す。
- ・化粧品・ブラシ等は持参するよう要請する。
- ・表彰パーティーなどは、待機時間含めて3密になりやすいので待機中・パーティー着席中の感染防止対策（人同士の距離、飛沫防止対策等）を講じる。対策が不十分な場合は、組ごとに行う懇親会(短時間)等で、選手及び参加者の安全を確保する。
- ・表彰式を実施する場合には、参加者全員のワクチン接種済、又は検査での陰性結果を確認することが望ましい。
- ・ゴルフカートの消毒、ゴルフクラブの受け渡し等、すべての方が安心して参加できるよう、対策のルール化、見える化を行う。
- ・接触確認アプリ（COCOA）等、感染拡大防止を目的としたアプリの利用を推奨いたします。

〔参考〕ゴルフ場業界としての「新型コロナウイルス感染症」感染拡大防止ガイドライン第6版

2021年10月28日(改訂) 一般社団法人日本ゴルフ場経営者協会

<http://www.golf-ngk.or.jp/news/2020/corona/golfcoronaguideline.pdf>

## 2. 前夜祭（ホテルでの食事会）の開催について

本項は、業種別ガイドラインを遵守している感染防止対策が万全である施設で開催されることを前提に、座席も指定された着席型であり、料理も個別に配膳される形式を前提とした運用について、記載していますので参考にしてください。

### 【原則】

**施設の感染症対策(業種別ガイドラインや第三者認証制度)で求められる規則を遵守してください。**

**本ガイドラインがその規則や対策を緩和することはありません。**

以下、ゴルフトーナメント特有の事象についてまとめておりますので合わせてご参照ください。

- 飲食を伴う場合は、マスクを外している時間が長く、接触者の追跡がしにくい。  
クラスター発生が懸念されることや、すべてが濃厚接触疑い者と判定される可能性がありますので対策は万全であることを優先してください。
- 選手の派遣有無に関わらず、大会に参加する全ての人の健康(感染しない)を優先し、距離に関わらず、目の高さまであるパーティションの設置をお願いします。
- 機械換気による常時換気又は窓開け換気の徹底をお願いします。 \* 73 ページ「効果的な換気のポイント」
- 体調に不安がある場合は、参加自粛を要請するようにしてください。
- 参加者全員のワクチン接種済、又は検査での陰性結果を確認することが望ましい。
- 検温、手指消毒を入場時に行う。
- ステージ及び司会者と、客席の距離は2m以上離す。
- 対面での食事を避ける。(円卓を使用し、隣席との距離にゆとりを持たせるレイアウトとする) 立食形式での飲食は濃厚接触者の特定が困難となり参加者全員が疑い者となる懸念があり、当面の間は行わない。
- 人との距離は、顔の正面からできる限り2mを目安に最低1mの距離を確保する。

- ビュッフェスタイルの食事は避ける。個別に配膳されるものとする。
- 調味料等を使用する、また複数人用に盛り付けられるメニューを避ける。
- 受付や誘導を行うスタッフ、配膳するスタッフは、マスクやフェイスシールド等、飛沫を防止する相互の感染防止対策を講じる。
- 選手の同席について、陽性者が発生した場合、翌日以降の出場制限(クラスター化する場合に大会継続可否)についてのリスクが生じるために、主催者とプロ協会とで慎重に協議する。  
(ディフェンディングチャンピオン等のメッセージはビデオレターやリモートでの出演を推奨)
- 組み合わせ抽選等を行う場合は、抽選器具など不特定多数が触れる可能性のあるものは消毒等感染防止策を講じる。非接触で抽選する方法、参加者が会場内の移動しない方法を検討する。
- 宿泊する参加者が、各自が市中で食事をするこゝでの感染リスクも心配されるため、安全対策を講じた上で、夕食会を開催することは、行動の履歴を把握するために有効な施策である。
- 接触確認アプリ（COCOA）等、感染拡大防止を目的としたアプリの利用を推奨いたします。

〔参考〕飲食店における感染防止対策を徹底するための第三者認証制度の導入について（改定その4）

[https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimu\\_inshokuten\\_daisanshaninshou\\_20220119.pdf](https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimu_inshokuten_daisanshaninshou_20220119.pdf)

〔参考〕結婚式場業「新型コロナウイルス感染症ガイドライン第3版 2021年12月6日改訂

公益社団法人日本ブライダル文化振興協会・一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会

<https://www.bia.or.jp/wp-content/uploads/2021/12/f23d902c59d93468766a5edc6d8426e4.pdf>

### 3. その他の催物について

- ・招待者、イベント参加者、ボランティア等、名簿により会場への入場者への把握を徹底する。
- ・選手・選手関係者及び大会関係者と同じ施設（クラブハウス等）を使用する場合には、来場の際し、同様の検温・健康チェックの確認を行う。（ワクチン・検査パッケージの併用も推奨）
- ・招待者等が、上記の検査や確認ができない場合には、選手等と導線を分けるなど接触、交流しない対策を講じる。
- ・大会で設定する入場制限を適用することを予め周知する（検温・健康状態の確認）
- ・3密の防止観点で計画、対策を講じる。
- ・手指消毒等の感染防止対策を講じる。
  - ・**正しい**マスクの着用を徹底する。
    - ・発話、会話を少なくする（選手とのコミュニケーションが減少することを予め了解いただく）
- ・招待者用テントやレストランなどの空間で、飲食を伴う場合には、距離を保つなどの対策に加えて、受付表や注文伝票等を活用し、利用者の連絡先の把握と着席したエリアや利用時間を記録することを推奨する。  
(陽性者及び疑い者が発生した場合の連絡の為)
- ・感染防止の観点から従来のサービス(会話・握手・サイン等)を見直し、新しいサービス提供を検討する。
- ・接触確認アプリ（COCOA）等、感染拡大防止を目的としたアプリの利用を推奨いたします。

## V. 関係者(ボランティア等)の登用、管理に関する検討

基本的な考え方：①体調に異常がある場合には、大会への関与を断つ

②マスク非着用の場面・時間の最小化

③絶対に濃厚接触者にならないこと、作らないこと、ウイルスを会場に入れないこと

### 1. ボランティア募集について

- ① 感染状況に関わらず、ワクチン・検査パッケージにて、参加者の安全状況を把握する。  
申込書にてワクチン2回目(3回目)接種日を確認する。未接種者には当日抗原定性検査を実施する。
- ② 体調が心配な場合は、参加しないことを促す。(無理な来場は勇気と責任をもって見合わせる)
- ③ 事前問診、期間中間診、行動記録など指定する管理体制を承諾し遵守していただく。(虚偽・違反がある場合は参加を断る)
- ④ 検温や問診結果で、当日であっても参加を断ることがあることを予め了解の上で申し込む。
- ⑤ 試合の規模(無観客等)で、職種による参加制限をする可能性を予め了解の上で申し込む。
- ⑥ 会場内では大会の感染防止対策を遵守する。
- ⑦ 業務中、休憩中に限らず、正しくマスクを着用する。(通勤時も同様)
- ⑧ 食事の前には手指を消毒し、食事中マスクをはずす場合には、人との距離を保ち、発話は控える。顔の正面からできる限り2mを目安に最低1m距離を確保する。
- ⑨ 手洗い、手指消毒をこまめに行う。(手洗い・消毒環境の整備)
- ⑩ 不要不急な発話、会話をしない。会話をする場合には、マスクを着用の上、短く切り上げる。
- ⑪ 握手、抱擁などは行わない。
- ⑫ フィジカルディスタンス(できるだけ2m、最低1m)を確保する。(待機場所の用意も同様)
- ⑬ 管理者は、諸室及び共有物の清掃や環境消毒、高頻度接触面に対しては消毒用アルコールや次亜塩素酸ナトリウム等を用いて清拭消毒を行う。
- ⑭ 管理者は、濃厚接触をつくらないように、集合時間の設定や諸室のレイアウト、最低人数での運営等々を注意する。
- ⑮ 待機及び休憩する諸室では、「一度に休憩する人数の制限、対面での食事や会話の自粛」、「休憩スペースの常時喚起」、「共用する物品の消毒」、「入退室前後の手洗い」を徹底する。
- ⑯ 体調不良者や感染疑いがある場合には、本人及び大会事務局と密に連絡をとる。また、陽性者が出た場合には、同日に業務をした参加者に対して連絡をとり、体調管理の徹底を促す。
- ⑰ 基本的な感染防止策の遵守、「新しい生活様式\*」、「感染リスクが高まる5つの場面\*\*」に基づいた行動を徹底する。
- ⑱ 接触確認アプリ(COCOA)等、感染拡大防止を目的としたアプリの利用を推奨します。

**\*年齢による参加制限、既往症による参加制限等については、管理会社の方針に任せることとします。  
重症化の懸念もあるが、制限による人権侵害への該当することにも注意する。**

## 2. アルバイトの管理について

- ① 検温、問診票及び行動履歴の確認は、大会関係者と同様に行う。
- ② 名簿の管理をしっかり行い、大会期間中及び大会後も連絡が取れるようにする。
- ③ アルバイトの待機場所については、3密にならないように準備する。
- ④ ホテルは1人部屋を確保する。夕食の状況、風呂等については、感染防止の観点から万全を期し、限界や問題がある場合には、アルバイトに注意喚起を徹底する。
- ⑤ 会場内では大会の感染防止対策を遵守する。
- ⑥ 業務中、休憩中に限らず、正しくマスクを着用する。（通勤時も同様）
- ⑦ 食事の前には手指を消毒し、食事中マスクをはずす場合には、人との距離を保ち、発話は控える。
- ⑧ 顔の正面からできる限り2mを目安に最低1m距離を確保する。
- ⑨ 手洗い、手指消毒をこまめに行う。（手洗い・消毒環境の整備）
- ⑩ 発話、会話をしない。会話をする場合には、マスクを着用の上、短く切り上げる。
- ⑪ 握手、抱擁などは行わない。
- ⑫ 社会的距離（できるだけ2m、最低1m）を確保する。（待機場所の用意も同様）
- ⑬ 管理者は、諸室及び共有物の清掃や環境消毒、高頻度接触面に対しては消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等を用いて清拭消毒を行う。
- ⑭ 管理者は、濃厚接触をつくらないように、集合時間の設定や諸室のレイアウト、最低人数での運営等に注意する。
- ⑮ 待機及び休憩する諸室では、「一度に休憩する人数の制限、対面での食事や会話の自粛」、「休憩スペースの常時喚起」、「共用する物品の消毒」、「入退室前後の手洗い」を徹底する。
- ⑯ 体調不良者や感染疑いがある場合には、本人及び大会事務局と密に連絡をとる。また、陽性者が出た場合には、同日に業務をした参加者に対して連絡をとり、体調管理の徹底を促す。
- ⑰ 基本的な感染防止策の遵守、「新しい生活様式\*」、「感染リスクが高まる5つの場面\*\*」に基づいた行動を徹底する。
- ⑱ 接触確認アプリ（COCOA）等、感染拡大防止を目的としたアプリの利用を推奨いたします。

## 3. その他の臨時来場者について

大会で定めるゾーニング及び検査計画に準じた対応を推奨します。

宅配便、搬入・納入を目的とした臨時来場者に対しても、該当する取引先には「業種別ガイドライン」に従って感染症対策の徹底を予め依頼する（派遣元の感染症対策に任せる）のが最善です。

- 業種別ガイドライン（新型コロナウイルス感染症対策推進室）

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

## VI. 観客の入場を前提としたゴルフトーナメント開催について

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より各都道府県知事及び各府省庁担当課室に連絡される事務連絡に基づき、それをゴルフトーナメントの各場面、特性を考慮して基準を設定いたしました。今後の政府方針の変更に伴い、本ガイドラインも適宜改訂するものといたします。

本ガイドライン改訂前に、政府の方針が変わる場合には、最新の政府方針を優先してください。

(最新)【基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について  
(令和4年7月15日)】事務連絡

[https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku\\_seigen\\_20220715.pdf](https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20220715.pdf)

(参考)【基本的対処方針変更に伴う方針変更(令和3年9月28日)】事務連絡

[https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku\\_seigen\\_20210928.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_seigen_20210928.pdf)

(参考)【2月末までの催物の開催制限等について(令和2年11月12日)】事務連絡

[https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku\\_20201112.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20201112.pdf)

(参考)【11月末までの催物の開催制限等について(令和2年9月11日)】事務連絡

[https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku\\_20200911.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20200911.pdf)

### 1. 観客動員について

政府のイベント規模を定める諸資料において、ゴルフトーナメントは、「収容定員が設定されていない催物」であり、以下の通り取り扱うように示されています。

#### 【観客の入場制限の設定について】

屋外競技であり、スポーツイベントではありますが、それらに定められている「収容人数」や「収容率」を、そのままゴルフトーナメントで使用することができません。

その理由としましては、「人数上限及び収容要件」が定まっていないイベントであること、また「観客が自由に移動できる」イベントであり、かつイベント会場内で「行動区域を管理」することができないイベントであることです。諸所の資料等を参考にする際には、スポーツイベントや大声を出さないイベントという部分のみでなく、

「全国的・広域的なお祭りや野外フェス等」のイベント制限等を参考にし、対策及び安全対策を行うことを推奨します。

但し、声を出さずに観戦する、選手との距離を確保する、諸注意を守っていただきながら観戦することが、歴史的・慣例的に培われたスポーツイベントでありますので、これまでの競技運営、ゴルフトーナメント運営のノウハウと感染防止策との組み合わせにより、観客動員数を上げていくことは十分に可能と判断しています。

イベント開催における条件をすべて担保される場合には、入退場や区域内の行動管理が適切にできるものとして「十分な人と人の間隔を設けられるイベントに該当」し、開催可能と判断されます。

P23～ イベント開催等における感染防止安全計画等について(改定その6) 参照

## 注意

ゴルフトーナメントは、観客席が指定されているイベントではないため、50%と制限をしても観客やメディアが人気選手組に集中しやすいためフィジカルディスタンスが確保しにくく、3密が発生しやすいため、「緩和の目安」を、そのまま数字的根拠とするのは難しいイベントであります。観客が集中しないための対策と管理体制を総合的に検討する必要があります。

また、屋外で観戦する競技であり、雷雨等で競技が中断する場合、観客の避難場所等は、3密になりやすいため、収容人数の制限や、マスクの着用、換気等の基本対策に注意しつつ、「発声の禁止」など感染確率を低下させる必要になります。ゾーニングとフィジカルディスタンスの確保が重要となりますので、誘導人員や安全対策人員の配置なども重要となります。**マスクを外す場面と時間の最小化が重要です。**安心・安全を講じる対策をお願いします。

## 2. ゴルフトーナメントの観客に生じる感染リスク

[P21・22 基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について留意事項参照](#)

## 3. ゴルフトーナメント運営管理上の基本事項

### 【基本原則】

1. トーナメント会場では、互いに感染させないため必ずマスクを着用する。  
着用していない場合には、個別に注意等を行う。
2. 発熱及び体調不良の場合（近くにいる時を含む）には、トーナメント会場に来ない。
3. 素晴らしいプレーには声援でなく拍手を送る。  
大声を出す者がいた場合、個別に注意等を行う。
4. 可能な限りの対人距離をとる。サービスの停止など、人が集まる要因を排除する。  
対人距離が取れない場合・場所等は誘導係員を配置する。
5. 共有物に触れる前後には、手洗い・手指消毒を行う。  
触れた後には「目・鼻・口」を触らない。
6. マスクをはずす場面（飲食・喫煙・入浴等）では、3密の防止、発声・会話の禁止、換気の徹底、時差利用などの対策を徹底。（マスク非着用の場面と時間の最小化）
7. 飲食は感染防止対策を行ったエリア以外（例：送迎バスや観客用スタンド、ローピング付近、人が多い場所）での飲食は禁止。他グループと距離を保てる場所（例：敷地内芝生、個別に配置されたベンチ、移動可能な椅子等）での飲食は可能とする。

### ①開催前後、開催中の案内と予防措置の強化

- ・大会ホームページ、ゴルフ協会ホームページ、チケット販売ページ、SNS、会場内スコアボード、場内放送（スタートアナウンス等）、入場時の配布物等を通じて、「**正しい**マスクの着用」「手指消毒励行」、「咳エチケット遵守」を含む一般的な予防措置を案内する。開催前後、会場外でも感染防止対策継続の注意を促す。

- ・発症者発見時の迅速な対応のために、ゴルフ協会関係者、大会関係者、選手及びその同行者に対策についての周知徹底、教育指導を行う。

## ②消毒と衛生

- ・消毒計画(基本清掃と清拭消毒)について、予め大会事務局と開催ゴルフ場とで協議を行う。
- ・感染防止対策備品の手配、配置計画
- ・感染疑い症状発症者の隔離場所の用意とアクセスコントロールを事前決定しておく。
- ・密集、密接を避ける。
- ・係員による呼びかけ（観戦、移動の注意喚起、密集・密接・発声等 禁止事項の徹底）
- ・注意箇所には、利用可能人数や利用の注意事項を、それぞれの箇所で周知する。

## ③飲食販売関連

- ・観客用の飲食スペースは、屋外のテント等がその大半であります。利用人数制限や換気の徹底をお願いします。不特定多数の利用があるため、基本清掃に加えて、利用者の入れ替わりごとの清拭消毒、利用者の手指消毒等感染リスクが高いため、対策を強化してください。各テーブルに、利用する前後に**各自で清掃・消毒ができる**ような備品の設置も推奨いたします。
- ・飲食販売を中止し、来場者持ち込みを前提とすることも感染予防に有効である。但し、販売しないことのご案内を徹底すること、熱中症や脱水症を防ぐために飲料の販売は行うことは重要であり、また手洗い(手指消毒含む)、ゴミ箱は必ず用意する。
- ・個包装もしくはフタ付きで提供できるメニューが望ましい。ビュッフェスタイルでの飲食物提供及び調味料や紙ナプキンや箸等をセルフサービスで提供することを制限する。
- ・販売担当者はマスクを必ず着用し、衛生手袋の着用を推奨する。検温や日々の体調管理を徹底し、こまめな手指消毒に努める。
- ・売店カウンターにビニールカーテンやアクリルボードを設置する等、可能な限りの感染予防策を講じる。  
(前述する「V-7：飛沫防止用のシートに係る火災予防上の留意事項参照」)
- ・金銭のやり取りは必ずトレーを介して行う。「**会計担当者**」と「**調理及び料理を受け渡す担当者**」を分ける等の**対応が有効**。偶発的に直接のやり取りとなった場合は、その後必ず手指消毒を行う。
- ・複数人でシェアすることを想定しているメニュー（フィンガーフードのパーティーボックス等）の提供を行わない。
- ・ギャラリープラザの入退場、購入の際の並び列など3密を避けるため、時差・分散措置、誘導人員の配置等を行う。（交差やすれ違いが少なくなる導線、並び列等の対人距離の確保）
- ・喫煙所は、マスクを着用せず、密集する可能性があり、同時利用人数制限など注意喚起を行う。  
(身体的距離の確保、密の回避、声を出さない等)

**\* P31 「Ⅲ-5」 飲食に関する基本的な感染防止策」の徹底をお願いいたします。**

## 4. 入場制限対象者の設定

- ・本ガイドラインでは、以下の制限を推奨しますが、必要に応じて各開催地の感染状況の指標を判断材料とし、各自治体及び管轄するゴルフ協会と協議の上で設定してください。
- ・入場制限対象者は、大会ホームページ、ゴルフ協会ホームページ、チケット販売ページ、SNS 等周知徹底してください。入場券券面にて案内することも推奨いたします。
- ・観客に限らず、一般に公募される者(ボランティア、懸賞応募者、イベント参加者、招待者等)については、同様の基準とすることを推奨する。

### 【入場制限対象者】

**制限や日数は、政府や開催自治体が表示する最新の基準に準じる。**\* 49～50 ページもあわせてご確認ください。

- ①過去 1 週間以内から現在までに下記(1)～(4)を含む体調不良のある者
  - (1)体温 37.5℃以上
  - (2)強い倦怠感
  - (3)感冒様症状 (咳・咽頭痛・息苦しさ等)
  - (4)味覚・嗅覚異常などの異変がある
- ②PCR 検査陽性歴があり、(1)有症状者では、発症日から 10 日未満、かつ、症状軽快後 72 時間以内の者、(2)症状軽快後 24 時間経過から 24 時間以上の間隔をあけ、2 回の PCR 検査で陰性を確認できていない者、または (3)無症状病原体保有者では、陰性確認から 10 日未満の者、(4)検体採取から 6 日間経過後、24 時間以上の間隔をあけ 2 回 PCR 検査陰性を確認できていない者。
- ③濃厚接触者として自宅待機中の者
- ④家族が濃厚接触者として自宅待機中の者
- ⑤家族に①(1)～(4) いずれかの体調不良がある者
- ⑥海外から帰国(日本に入国)して、指定された隔離期間中の者
- ⑦マスク非着用者

## 5. 観客の管理

### 【大会前】

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、下記に該当する方については来場をお断りするアナウンスを行うこと。
- ・来場予定より 2 週間前に海外渡航歴のある方は、来場をご遠慮ください。
- ・新型コロナウイルス感染症に感染された方、症状がなくなったと感じられた場合でも、医療機関や保健所から療養終了の判断が出るまで来場をお断りする。
- ・新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者と判断された方  
保健所より濃厚接触者と判断されてから **7 日間以内**のご来場はお断りする。
- ・発熱、咳、倦怠感、咽頭痛等の諸症状がみられる場合には観戦自粛を求める。(心臓、肺などに基礎疾患がある場合も同様) 自分を守るだけでなく、多くの仲間、選手を守ることを理解の徹底
- ・観客及び関係者に対し、接触確認アプリ (COCOA) 等、感染拡大防止を目的としたアプリの利用、更に

利用者の QR コード読取を推奨いたします。

- \* COCOA は、電源及び Bluetooth を on にしてからマナーモードにさせていただきようご案内をお願いします。  
(ゴルフトーナメントは、「人数上限及び収容要件が定まっていないイベント」であること。また、「観客が自由に移動できるイベント」であり、イベント会場内で「行動区域を管理することが困難なイベント」であるため、接触確認アプリを入場者に要求することは、安全を高め、感染症対策の弱点を補います)

### 【入場時】

- ・ゴルフトーナメント会場内は、正しいマスク着用を徹底する。(大会で配布しない等、事前案内の徹底)
- ・入場ゲート前、または入場ゲート通過時、サーモグラフィまたは非接触式体温計で検温の実施  
(基準 37.5℃)  
来場者の平熱を把握することはできないため、目安として 37.5℃以上の発熱を感知した場合、または平熱より高い状態が 2 日ないし 3 日以上続いた場合には、健康に関する注意・確認を行う。  
発熱しない感染者もいるが感染者が入場する確率を下げることができる。
- \* サーモグラフィは、測定誤差を最小限とするため屋内または日影での実施を推奨
- ・入場時の濃厚接触を減らすための工夫 (ゾーニングなど)  
開場時間の繰り上げと、入場ゲート手前の新たな待機ゾーンの設置による入場時の混雑緩和。

### 【観戦中】

- ゴルフトーナメントは、選手・キャディの近くを随行する特徴があるため、スタジアム競技より徹底強化する必要がある。(熱中症防止対策として、人との距離を確保する前提で、マスクの脱着についても周知徹底する)
- ・ 3つの密を避ける策として、人数制限 (各日共通チケットの見直し、中止・順延時の振替観戦規則の見直し) やゾーニング(環境を区域分けすることや密集や交差を避けること)、誘導人員の配置を検討する。
  - ・観戦時の濃厚接触を減らす工夫を講じ、対策事例を共有し安全レベルを高める。  
サインや握手の禁止、プレゼント等の受け取りの禁止 (協会側から選手及び観客への案内)
  - ・キャディマスター室やスタートホール、最終ホールなど混雑箇所への移動制限と誘導員配置。
  - ・応援歌合唱、鳴り物使用の応援スタイルの変更と観客同士のハイタッチ等接触の禁止を野球・サッカーでは注意されているが、ゴルフ観戦で発生する可能性は低い。但し飛沫感染や接触感染の恐れがある場合は、協会及び大会事務局で協議し、選手及び観客へ案内する。
  - ・手指消毒剤を設置する。
  - ・ファンから手渡されたペン、色紙、ボールなどでの行うサインや、ハイタッチ等を行わない。

### 【観戦後】

- ・送迎バスの配車場所、並び列等の分散等により、退場ゲートの混雑解消などを行う。
- ・トーナメント観戦日から 2 日以内に、PCR 検査で陽性が判明した場合、または濃厚接触者と認定された場合には、大会事務局が指定した連絡窓口にご連絡をいただく。(次項 6-(2)も参照)

## 6. 観客から、発症者／陽性感染者が発生した場合の対応

### (1)基本対応

- ・余程の体調不良でない限りは、観客自身で医療機関での受診、帰宅を促す。
- ・症状の確認
- ・サーモグラフィ、非接触体温計等で検温（1次検温）
- ・隔離場所へ移動
- ・マスク着用、フェイスシールド、防護服（簡易レインウェア可）、ゴム手袋を着用したスタッフ（医療従事者がいれば望ましい）が体温確認（2次検温）
- ・必要に応じて、大会が手配する医療従事者の診断、判断を仰ぐ。
- ・対応は観客本人となりますが、連絡先等の案内をお願いします。13ページ「Ⅱ-6」参照

### (2)観客に感染者が発生した場合の発表について（日本野球機構と同対応とする）

（陽性感染者が感染可能期間中にトーナメント観戦していたことが発覚した場合等）

#### 【陽性感染者の場合】

##### 対応の必要性：当該観戦日が発症48時間前以降に当たる場合

自治体及び保健所との協議の上、感染拡大が懸念される場合、大会ホームページ及び大会SNS等で、迅速に公表を行う。

また、当日の交通手段や、会場内での観戦ルートの聞き取りを行い、同日の観戦者へ健康観察などの注意喚起を行う。

#### 【濃厚接触者と認定された場合】

##### 対応の必要性：当該観戦日が濃厚接触時点から濃厚接触者と認定されて隔離する（自主隔離含む）までの期間に当たる場合

濃厚接触者の当日の交通手段や、会場内での観戦ルートの聞き取り及び公表は行わない。但し、自治体及び保健所との協議の上、感染拡大が懸念される場合、大会ホームページ及び大会SNS等で、迅速に公表を行う。

### (3)医療アドバイザーとの対応協議

- ・集団発生に対するリスク回避を検討

## 7. ゴルフトーナメント特有の対応について

### ①応援スタイル・ファンサービス

緊急事態宣言やまんえい防止措置が発令されていない状況下における握手、サイン、プレゼントの受取りなどのファンサービスに関しては各協会の判断のもと実施の有無を決定し、予めギャラリーに対し告知する。  
また、実施の際は誘導人員を配置するなどして、キャディマスター室周辺の密集を回避する。

### ②観客の送迎

- 重要：**
- ・バス会社が常に講じる感染予防対策の徹底を依頼する。
  - ・濃厚接触にならない(以下の要素が重ならない)ように計画する。  
「手の届く距離で、感染防止策なしで、15分以上いること」

- 運用：**
- ・乗車前：**正しい**マスクの着用を点検、非接触式体温計での検温
  - ・乗車前後：手指消毒
  - ・乗車中：**正しい**マスクの着用/発話の禁止/換気（1時間に3回の換気を推奨）
  - ・手すり、椅子、つり革等、不特定多数が触れる箇所を毎日消毒する
  - ・乗車率(1台についての乗車人数)に関しては、走行時間を考慮して判断する
  - ・運転手の感染防止策含めバス会社が常に実施している感染防止策に加え、会場までの時間、距離、天候等を踏まえバス会社等と協議の上で対策を講じる。

### ③ギャラリープラザについて

44 ページ「VI-3-③ 飲食販売関連」参照

### ④ギャラリースタンドについて

人数制限については、換気も良く、すべて同一方向を向いているため、以下の対策徹底を前提に制限は不要とします。（人と人が触れない程度の距離、グループ毎に1人分の距離程度の確保）但し、飲食を認める場合には、50%程度に制限することを推奨しています。

- ・**正しい**マスクの着用（常時・着用率 100%）
- ・発話の禁止（応援は拍手のみ）＊カップイン時の一時的な歓声は問題ありません。
- ・手すりなど不特定多数が触れる箇所は**定期的かつこまめな**消毒を行う。
- ・椅子（座席）については、毎日消毒を行う。
- ・監視誘導員の配置。（人数制限コントロール含む）
- ・**上記の対策を前提として、飲食を禁止することで収容率を 100%とし、飲食を許可する場合は人と人の距離を確保（50%以下等の制限）する**等で安全の担保をお願いします。

**\* 飲食等マスクを外す場面においては、顔の正面からできる限り 2m を目安に、最低 1m 距離を確保することが基準とされています。**

### ⑤その他、ギャラリーの密を防ぐための施策例（来場人数・ロケーションにより検討）

- ・観客の移動は順行が良い(逆流・交差をしないようにする)  
効 果：逆流による密接、密集と対面、声の掛け合いを防ぐ  
対策例：クラブハウス前やパッティンググリーンは時計回りにする  
ティーイングエリアやグリーン周りはクロスウェイを活用して時計回り・反時計  
回りにする。袋小路の場所には注意が必要で、袋小路にする場合は往路と復路を作る、そのエリアへの入場制限を行う。
- ・傘をさしながらの観戦を推奨する  
効 果：フィジカルディスタンスを確保、熱中症対策にも有効
- ・選手のサインや握手、撮影会等のサービスを状況に応じて中止する。  
効 果：クラブハウス周辺など、人が集まる状況、選手を待つ時間などによる密集を防止  
対策例：決定した方針は、観客に主催者・協会から断る。(都度、選手本人に断らせない  
ように主催者及びゴルフ協会が配慮すること。サービスを期待する観客もクラブ  
ハウス周辺等集まらないようにする)

・指定されたエリア以外（コース内）で、飲食をする場合には、顔の正面から2 m(できれば1 m)以上の対人距離をとること。人が集まりやすいギャラリースタンド及びギャラリーロープ沿い3 m以内での飲食を禁止する等も有効です。

・熱中症対策として、人との距離を十分に確保できる場合には、マスクを外すことを推奨する。

・喫煙所、手洗い、トイレ等、譲り合いながら利用するようにする。

⑥事前の告知例（大会告知物(チケット裏面、大会ホームページ等)に掲載ギャラリー案内例)

本ガイドライン 52・53 ページ「来場されるお客様への案内」（サンプル）

54・5 ページ「入場券に関する案内」（サンプル） 参照

## **VII. 新型コロナウイルス感染症対策に関する最新資料(令和4年7月22日時点)**

新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本方針」という。）の改正が行われております。

同日付で各都道府県知事等宛に「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」の事務連絡）が発出されております。

### ●内閣官房ホームページ

以下の URL には、最新の事務連絡が掲載されています。

<https://corona.go.jp/emergency/>

(参考資料)

・令和4年7月15日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第94回）

[https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/sidai\\_r040715.pdf](https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/sidai_r040715.pdf)

・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和4年7月15日変更）

[https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon\\_r\\_20220715.pdf](https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_r_20220715.pdf)

・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更（令和4年7月15日）（新旧対照表）

[https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon\\_h\\_taishou\\_20220715.pdf](https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_taishou_20220715.pdf)

・基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和4年7月15日付各都道府県知事・各府省庁担当課室宛内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長名事務連絡）

[https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimu\\_event\\_kansenboushi\\_anzenkeikaku\\_20220715.pdf](https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimu_event_kansenboushi_anzenkeikaku_20220715.pdf)

・イベント開催等における感染防止安全計画等について（改定その6）（令和4年7月15日付各都道府県知事・各府省庁担当課室宛内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長名事務連絡）

[https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku\\_eventkaisai\\_20220523\\_2.pdf](https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_eventkaisai_20220523_2.pdf)

- ・令和4年5月23日付け事務連絡「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」の補足について【正しいマスクの外し方について】

[https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku\\_seigen\\_20220527.pdf](https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20220527.pdf)

- ・「新型コロナウイルス感染症 COVID-19 診療の手引き 第8.0版」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000967699.pdf>

- ・2022年7月版「新型コロナウイルス感染症の“いま”に関する11の知識」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000927280.pdf>

- ・濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000968056.pdf>

- ・水際対策に係る新たな措置について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)

- ・文部科学省ホームページ「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html)

- ・新型コロナウイルス経済対策 スポーツ団体・個人向け支援策・お問合せ一覧

[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa\\_00008.html](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00008.html)

- ・スポーツ関係の新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインについて

[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa\\_00021.html](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html)

- ・飲食店における感染防止対策を徹底するための第三者認証制度の導入について（改定その3）

（事務連絡 1119 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室 040125 改訂）

[https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimu\\_event\\_kansenboushi\\_anzenkeikaku\\_20220125.pdf](https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimu_event_kansenboushi_anzenkeikaku_20220125.pdf)

- ・ワクチン・検査パッケージ制度要綱（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部）

[https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon\\_r\\_031119\\_1.pdf](https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_r_031119_1.pdf)

- ・次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像

（令和3年11月12日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

[https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon\\_r\\_031112\\_2.pdf](https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_r_031112_2.pdf)

- ・次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像（概要）

[https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon\\_r\\_031112\\_1.pdf](https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_r_031112_1.pdf)

最後に、本ガイドラインは、感染対策は、現段階で得られている知見や新型コロナウイルス感染症対策本部分科会の方針に沿っています。今後のエビデンスの蓄積や、流行状況の変化に応じて随時変更していく予定です。また地域によって流行状況が異なることから、都道府県単位で方針が異なります。開催地の自治体との連携を緊密に図って、試合を開催することが前提であることを強調しておきます。

政府の方針を守り、主催者、開催地自治体、企画運営する各社と連携して、“選手及び選手関係者を守る”“すべての大会関係者を守る”、“観客を守る”、“開催するゴルフトーナメントが感染クラスターになることを防ぐ”、“日本のスポーツ文化を守る”という視点から、新型コロナウイルス感染症に対する対策・対応を考えていくことが重要であります。以上の点を考慮し、新型コロナウイルス感染症に打ち勝ち、ゴルフトーナメントを開催する決断と実行をお願いいたします。

2022年8月1日

#### 「ゴルフ関連5団体新型コロナウイルス対策会議」

公益財団法人 日本ゴルフ協会

公益社団法人 日本プロゴルフ協会

一般社団法人 日本女子プロゴルフ協会

一般社団法人 日本ゴルフツアー機構

一般社団法人 日本ゴルフトーナメント振興協会

顧問：炭山 嘉伸 東邦大学理事長 公益財団法人日本感染症医薬品協会顧問（前理事長）

日本外科感染症学会名誉理事長 日本環境感染学会名誉会員

---

#### 東邦大学 炭山嘉伸理事長からのご提言 2022年7月25日

プロゴルフツアーは、今のところ順調に開催され、国内外から選手たちの素晴らしい活躍のニュースを聞くことが多く大変喜んでおります。

一方、ここに来て第7波による感染が爆発的に拡大し、医療体制も再び危機に直面しつつあります。政府は、今のところ国民に対する行動制限はせずに、また濃厚接触者の隔離期間を短縮するという方針を出していますが、ゴルフトーナメント会場における感染防止対策はより一層気を引き締めて行う必要があります。今のところゴルフにおいては皆さんの努力により、大きなクラスターは発生していませんが、プロ野球では選手や球団関係者の集団感染により、試合中止等の対応を余儀なくされております。ゴルフトーナメントにおいても他人事ではありません。夏休みの時期に入り、人々の移動も多くなることはそれだけ感染のリスクも高まるということになります。皆さんにおかれましては、引き続き本ガイドラインに沿って感染対策に万全を期すこと、感染防止に努め、濃厚接触者を増やさないこと、また検査についても継続して行い、安心して大会を行えるように努力していただきたいと思います。

炭山嘉伸

## 【参考】 来場されるお客様への案内（文章サンプル）

【来場されるお客様へのお願い】＊以下をサンプルとして、大会毎の対策に追加・変更してください。

下記の注意事項を必ずお読みください。

新型コロナウイルス感染防止拡大のため、（○○○○○○○○トーナメント名）についても政府及び○○県(各都道府県)の方針を踏まえ、ゴルフ関連5団体で定めるガイドラインに基づき、入場制限（人数もしくは比率）にて開催いたします。

ご来場の皆さまにおかれましても、入場時の検温など大変ご不便をおかけしますが、感染予防対策強化にご理解、ご協力をお願い申し上げます。

【ご来場について】＊以下をサンプルとして、大会毎の対策に追加・変更してください。

（1）以下の事項に該当する方は入場をお断りさせていただきます。

（i）過去1週間以内、又は当日の検温にて体温37.5度以上発熱のある方

（ii）強い倦怠感、感冒様症状（咳、咽頭痛、息苦しさ等）、味覚・嗅覚異常などの異変がある場合を含む体調不良のある方

（iii）ご本人又は同居のご家族に、PCR検査陽性歴がある方（詳細記載の場合は1～4に該当）

（1）有症状者では、発症日から10日未満、かつ、症状軽快後72時間以内の方

（2）症状軽快後24時間経過から24時間以上の間隔をあげ、2回のPCR検査で陰性を確認できていない方

（3）無症状病原体保有者では、陰性確認から10時間未満の方

（4）検体採取日から6日間経過後24時間以上の間隔をあげ2回のPCR検査陰性を確認できていない方

（iv）ご本人又は同居のご家族が濃厚接触者として自宅待機中

（v）家族に（i）におけるいずれかの体調不良がある

↑判断が難しい為、（i）とは別にして事務局にて個別対応(説明)

（vi）海外から帰国（日本に入国）して、隔離期間が終了していない方

（vii）マスク非着用の方

（2）以下にご協力いただけない場合は入場をお断りさせていただきます。

（i）ご入場時の検温・消毒液による手指消毒

（ii）マスク持参、常時・正しく着用

（3）ご入場時の検温に時間がかかる場合があります。ご入場時の混乱を避けるため、ご来場の際は時間に余裕をもってお越しください。

＊ギャラリーについては、「1週間の検温記録」や「体調の状態を問診」を行うのは困難なため

「該当する場合は来場を控えていただく」依頼事項として事前周知されることを推奨いたします。

【ご観戦について】 \* 以下をサンプルとして、大会毎の対策に追加・変更してください。

- (1) 会場内では密集を避け、必ず他の人との距離を 1 m(できれば 2 m)離れて観戦してください。  
また、声を出さない応援（拍手）にご協力お願いいたします。（口笛・指笛等も禁止といたします）  
選手に接触する行為、声をかける行為等を禁止とさせていただきます。  
感染拡大防止のため、サインや握手等、選手と接触する行為は固くお断りいたします。  
手紙やプレゼント等の受け取りもお断りいたします。
- (2) 会場内では定められた順路に従ってご観戦ください。（交差・離合を削減するため）原則として、ティーイングエリアからグリーン方向へ順行でご観戦ください。
- (3) 会場内ではこまめに手洗い、手指消毒をお願いします。
- (4) 会場内では飲食の時以外、必ず正しくマスクを着用するようお願いいたします。ただし、熱中症予防で一時的にマスクを外される場合は、周囲との距離を十分確保いただきますようお願いいたします。  
ただし、ギャラリーゲート、送迎バス乗車時、飲食ブースなどでは、隙間なく正しくマスクのご着用をお願いいたします。  
花粉症の方は、マスク着用に加えて咳エチケットをお願いいたします。
- (5) 緊急時の連絡先としてメールアドレスの提供（大会特設 URL を作成し、QR コードを配布）をお願いします。  
\* 観戦後に新型コロナウイルスの陽性判定が出た場合  
観戦後に PCR 検査で新型コロナウイルスの陽性が判明した際、お客様の観戦日が発症 48 時間前以降にあたる場合、保健所またはご本人から大会事務局へ連絡を入れていただくようお願いいたします。その際に来場日時・会場内での行動(観戦場所・随行組等)をお伺いいたします。クラスター化の防止の観点から、観戦日時や行動等を公式ホームページ等で公開させていただきます。  
\* 感染者との接触を通知する接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスへの登録をお願いいたします。  
\* アプリの QR コードを入口に掲示しておりますのでご利用ください。  
\* 本大会は携帯電話の使用をお控えいただいておりますが、接触確認アプリ（COCOA）を機能させるため「電源及び Bluetooth を on」にした上で、マナーモードにてご観戦ください。  
\* 登録ができない方は、陽性感染者が発生した場合に、その方の来場日時をご連絡いたしますので、入場口にて「氏名・ご連絡先」のご登録をお願いいたします。
- (6) 感染が判明した場合及び濃厚接触者と指定された場合への大会事務局への連絡協力をお願いします。
- (7) 会場内の施設や共有物は定期的に消毒をしておりますが、ご利用の前後には手洗い・手指消毒の徹底、目や口をむやみに触らないようご注意ください。
- (8) 会場内の飲食については、（販売の制限、キャッシュレスの案内、席をあける、時間を制限するなど）をしております。  
\* アルコール飲料等の販売は行いません。会場内での飲酒は禁止としておりますので、持ち込みもご遠慮いただきたくお願いします。

## 【参考】 入場券に関する案内（文章サンプル）

### 【チケットの取り扱いについて】

#### ●内閣官房イベント制限方針（抜粋）

##### ⑩参加者の制限について

入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置をすること。

- \* 但し、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に指定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要

考え方：2020年9月末まで「該当者の来場防止のために、積極的な払い戻しを推奨していた」  
2022年以降「予めルールを公表することで、払い戻しは不要にすることも良いとした」

#### ●各日の競技成立の徹底（上記同様に、事前に周知徹底する）

1. 正午等 時間による設定
2. 指定する組が〇ホール終了した場合
3. 全体時間に対して、50%（〇時間）競技が行えた場合

#### ●事例ごとの取り決め（同様に、事前に周知徹底する）

1. 該当日の競技が中止の場合（天候等による中止） 払い戻し：不可(競技成立の場合)
2. 大会が原因で中止の場合（コース修復のため、消毒の為、サスペンデッド残りだけする場合）  
払い戻し：可
3. 大会がサスペンデッドの場合
  - \* 競技成立条件をクリアした場合は払い戻ししない。
  - 競技成立条件をクリアしない場合は、「該当日は不成立」として払い戻す
4. 購入者の都合による別日への変更 変更：不可 払い戻し：不可
5. 大会が入場を断る場合（検温・入場禁止の状況） 払い戻し：不可

#### ●特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律の公布について

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka\\_gyosei/ticket\\_resale\\_ban/index.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/ticket_resale_ban/index.html)

### 【チケットに関して】

- チケットは1枚につき指定の会場・期日のみ、1名様1回限り有効です。
  - チケットは、いかなる事情(紛失、消失、破損など)があっても再発行は致しません。またチケットご購入後のキャンセル・払い戻しも一切できません。大会の終了まで大切に保管してください。（\*1）
  - 入場前に半券(控券)を切り離すと無効になります。また、チケット券面記載事項が故意に改ざんされ、変更されている場合はご入場をお断りいたします。
- （\*1）大会終了まで保管を促す必要はないが、中止・不成立等で、すべてのチケットが払い戻される可能性もある。その時に「買っていた。持っていた」と言われないため。（そのような場合、本券・半券で払い戻しをする）

■ 事前の告知例（大会告知物(チケット裏面、大会ホームページ等)に掲載ギャラリー案内例)

- ・発熱や体調がすぐれない場合は来場しないでください。
- ・入口の検温で 37.5℃以上の場合入場をお断りします。  
但し競技不成立以外、入場券の払い戻しは致しません。
- ・感染防止策に協力をお願いします。
- ・大会では新型コロナウイルス感染防止策を講じておりますが、自己防衛もお願いいたします。
- ・体調に異常がある場合は、スタッフまでお知らせください。（ケガ等の応急処置はいたしますが責任は負いかねますので予めご了承の上ご観戦ください）
- ・感染防止策に協力いただけない方は、退場していただくことがあります。

【転売禁止に関する文章例】

■ チケットの転売禁止について

- ・チケット及びチケット購入の権利を正規料金以外で転売を行うこと、営業上の販売促進若しくはそれに類すると判断される行為に使用することは固くお断りいたします。上記に該当すると思われる行為が発見された際は、該当チケットを無効とし、ご入場をお断りすることがあります。この場合、チケット料金・旅費等、一切払い戻しは致しません。尚、転売行為とは、オークションへの出品・落札、インターネット上の売買、チケットショップ、購入代行業者、ダフ屋や悪質な第三者を通じての売買等を含んでおります。
- ・友人・知人の方に定価以下でお譲りいただく際、またはチケットを同伴者様へ渡される際は、オークション出品等の転売行為をされない様、チケット購入者様から必ずご説明をお願いいたします。

※チケットの譲渡等に関するトラブルの責任は一切負いかねます。

※チケットをご購入されたご本人様以外の入場ができない公演チケットは、如何なる場合も譲渡はできませんので、ご注意ください。



【極秘扱い】濃厚接触者調査※裏面：個人情報の取扱いについて

【書類管理番号： / 人中 人目】

感染調査【書類管理番号】		調査開始日時	
感染者 氏名		調査終了日時	
〃 感染判明日時		管轄保健所	
濃厚接触者確定人数	人中 人目	〃 電話番号・担当者	
調査担当者			
<b>濃厚接触者情報</b>			
感染者 氏名		年齢	
所属		保険証番号	
役職・立場		家族構成(同居有無)	
大会との関係		高リスク要因	65歳以上 ・ 基礎疾患 ( )
自宅住所		隔離予定	ホテル / 自宅 / その他
自宅電話番号		病院・ホテル連絡先	名称： 電話：
携帯電話（個人）		電子メール（本人）	
携帯電話（会社）		電子メール（本人以外）	
緊急連絡先（本人以外）		滞在先（ホテル等）	
〃 関係		復帰日	
<b>自宅等 待機状況</b>			
月 日( ) 1日目	体温 (午前) (午後)	体調(変化等)	
月 日( ) 2日目	体温 (午前) (午後)	体調(変化等)	
月 日( ) 3日目	体温 (午前) (午後)	体調(変化等)	
月 日( ) 4日目	体温 (午前) (午後)	体調(変化等)	
月 日( ) 5日目	体温 (午前) (午後)	体調(変化等)	
月 日( ) 6日目	体温 (午前) (午後)	体調(変化等)	
月 日( ) 7日目	体温 (午前) (午後)	体調(変化等)	
月 日( ) 8日目	体温 (午前) (午後)	体調(変化等)	
月 日( ) 9日目	体温 (午前) (午後)	体調(変化等)	
月 日( ) 10日目	体温 (午前) (午後)	体調(変化等)	
月 日( ) 11日目	体温 (午前) (午後)	体調(変化等)	
月 日( ) 12日目	体温 (午前) (午後)	体調(変化等)	
月 日( ) 13日目	体温 (午前) (午後)	体調(変化等)	
月 日( ) 14日目	体温 (午前) (午後)	体調(変化等)	
特記事項			

## 感染に関する発表について

本日、本大会に出場している選手（年齢・性別）が、新型コロナウイルス感染症のPCR検査で陽性判定を受けましたので、下記にてお知らせいたします。

- 2020年 月 日にPCR検査を受けたところ、新型コロナウイルス陽性と確認されました。
- 本人に ●●の症状があるものの、大事にはいたっておらず、隔離のうえ体調回復につとめております。  
また、本人の関係者及び、本大会に出場する選手、大会関係者には、風邪などの症状を示している者はありません。
- 現在、保健所に協力して、濃厚接触者をリストアップしています。また、本人の行動履歴に基づき、大会会場の消毒等は、保健所の指導のもとすぐに行いました。
- 本大会に出場する選手及び大会関係者には、感染防止対策を強化し、検温や健康チェックの強化をして適切に対応してまいります。  
本大会は、感染拡大防止に取り組んでおりましたが、今後いっそう引き締めて安全確保に努めて参る所存です。

### 発症前2日間の行動

- 月 日（ ） OFF 午前中は自宅にて家族と過ごす。午後は ●●練習場にて練習  
夕食は友人と2人で食事。
- 月 日（ ） 自宅より滞在先へ移動 夜、●●市内で選手関係者●人と食事  
※●●駅より、レンタカーにて●●市内ホテルへ移動  
同行者1名あり、本人・同行者とも常時マスクは着用
- 月 日（ ） ●●市内ホテルより、会場へ移動（移動は本人のみ）  
体温 ℃ 大会指定問診での異常はなし  
●：●● PCR検査  
その後の行動 練習場・18ホール練習(同伴競技者 )  
練習後クラブハウスレストランで昼食  
会場から●●市内ホテルへ移動（移動は本人のみ）  
夕食は ●●と2名でとる。
- 月 日（ ） ●●市内ホテルより、会場へ移動（移動は本人のみ）  
体温 ℃ 大会指定問診での異常はなし  
その後の行動 練習場・18ホール練習(同伴競技者 )  
練習後クラブハウスレストランで昼食  
●：●● PCR検査 陽性判定  
  
入院治療へ

なお、該当者のプライバシー及び人権保護の観点から、個人名の公開は原則として差し控えております。

但し該当者の意志は尊重いたします。

他方、感染拡大の防止については、保健所に対し必要な情報を迅速にご提供するなど、最大限協力して参ります。

どうぞ、ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

## 発表項目 チェックリスト

### 1. 属性（協会・大会との関係、立場）

### 2. 経過・症状

- 発症日、初期症状（発熱／咳／倦怠感／未嗅覚障害／咽頭痛／胸痛など）
- 医療機関受診した場合は順に「医療機関A」「医療機関B」とする（匿名可）
- 医療機関の所見（肺炎所見の有無、など）
- PCR検査日、陽性判定日
- 現在の容体（上記諸症状、軽症か重症か、治療方針等）
- 現在の隔離状況（入院か、自宅隔離か、等）

### 3. 発症2日前～発表日までの行動履歴（来場・練習・試合参加等）

### 4. 感染経路について判明していること

- 友人が ○月○日に陽性判定、○日前に食事を共にした、等

### 5. 関係者の状況、容体

- その他、関係者に症状があるものはいるか、容体は、等
- 濃厚接触者、疑い者の取り扱い（隔離指示等）
- 活動停止など

### 6. 保健所、自治体との連携状況

- 施設消毒の実施状況
- 濃厚接触者の調査状況

### 7. 今後について

- 感染拡大防止への取り組み
- 活動停止など



【サンプル】 問診票を導入する場合の見本としてご活用ください。

【裏面】

◆新型コロナウイルス感染症（COVID-19）関連問診票

大会参加のため、この問診票に記入し提出しなければならないことをご理解の上、ご協力をお願いします。

氏名		生年月日	(西暦)
----	--	------	------

大会参加まで直近2週間各日の、毎朝の体温を計測し、大まかな行動範囲、外出先等の記録をお願いします。

日付	時間	検温結果	主な滞在地	外出先など
月 日 (月)	:	℃		
月 日 (火)	:	℃		
月 日 (水)	:	℃		
月 日 (木)	:	℃		
月 日 (金)	:	℃		
月 日 (土)	:	℃		
月 日 (日)	:	℃		
月 日 (月)	:	℃		
月 日 (火)	:	℃		
月 日 (水)	:	℃		
月 日 (木)	:	℃		
月 日 (金)	:	℃		
月 日 (土)	:	℃		
月 日 (日)	:	℃		
月 日 (月)	:	℃		

【個人情報の取扱いについて】

ご記入頂きました個人情報は、(●●●●●●●● (管理会社及び団体))にて厳正に管理し、新型コロナウイルス感染症疑い患者の把握のために利用致します。事前にご了解なく他の目的で利用・提供することはありません。但し、緊急時において、医療機関や行政機関への連絡のため、書面もしくは口頭にて、医療機関や行政機関に提供いたします。また、個人情報の委託を行う場合は、当社の厳正な管理の下で行います。枠内につきましては全項目をご記入下さい。尚、ご本人の個人情報の提出は任意です。ただし、正しく提出されない場合は、正常な大会運営に必要な最小限の情報が該当するため、大会に参加できない可能性があります。個人情報の利用目的の通知・開示・内容の訂正・追加または削除・利用停止・消去及び第三者提供の停止につきましては、恐れ入りますが下記までお申し出下さい。

[本件及び個人情報についてのお問い合わせ先]  
 ●●●●●●●●●●●●●●●●  
 TEL: ●●-●●●●-●●●● \*平日 : ~ : (土・日・祝・年末年始は休み)  
 [個人情報保護管理責任者] ●●●●●●●●●●●●●●●● 役職 氏名  
 [苦情・相談窓口] ●●●●●●●●●●●●●●●● 内 苦情・相談窓口 TEL: ●●-●●●●-●●●●  
 \*平日 : ~ : (土・日・祝・年末年始は休み) FAX: ●●-●●●●-●●●●





【サンプル】 問診票を導入する場合の見本としてご活用ください。

**事後1週間分：体温測定、行動記録表**

大会参加のため、この記録表に記入し提出しなければならないことをご理解の上、ご協力をお願いします。 ※所属には選手やキャディー等と記入ください。

氏名		所属		生年月日	(西暦)	/	/
----	--	----	--	------	------	---	---

トーナメント終了後、1週間の体温測定、行動記録をして、所轄の団体、会社に提出して下さい。

**また、発熱・諸症状があった場合には、7日後を待たずにすぐに所轄の団体、会社に報告して下さい。**

日付	時間	検温結果	主な滞在地	外出先など
月 日 ( )	:	℃		
月 日 ( )	:	℃		
月 日 ( )	:	℃		
月 日 ( )	:	℃		
月 日 ( )	:	℃		
月 日 ( )	:	℃		
月 日 ( )	:	℃		
月 日 ( )	:	℃		
月 日 ( )	:	℃		
月 日 ( )	:	℃		
月 日 ( )	:	℃		
月 日 ( )	:	℃		
月 日 ( )	:	℃		
月 日 ( )	:	℃		
月 日 ( )	:	℃		
月 日 ( )	:	℃		

**【個人情報の取扱いについて】**

ご記入頂きました個人情報は、〔●●●●●●●●（管理会社及び団体）〕にて厳正に管理し、新型コロナウイルス感染症疑い患者の把握のために利用致します。事前にご了解なく他の目的で利用・提供することはありません。但し、緊急時において、医療機関や行政機関への連絡のため、書面もしくは口頭にて、医療機関や行政機関に提供いたします。また、個人情報の委託を行う場合は、当社の厳正な管理の下で行います。枠内につきましては全項目をご記入下さい。尚、ご本人の個人情報の提出は任意です。ただし、正しく提出されない場合は、正常な大会運営に必要な最小限の情報に該当するため、大会に参加できない可能性があります。個人情報の利用目的の通知・開示・内容の訂正・追加または削除・利用停止・消去及び第三者提供の停止につきましては、恐れ入りますが下記までお申し出下さい。

[本件及び個人情報についてのお問い合わせ先]

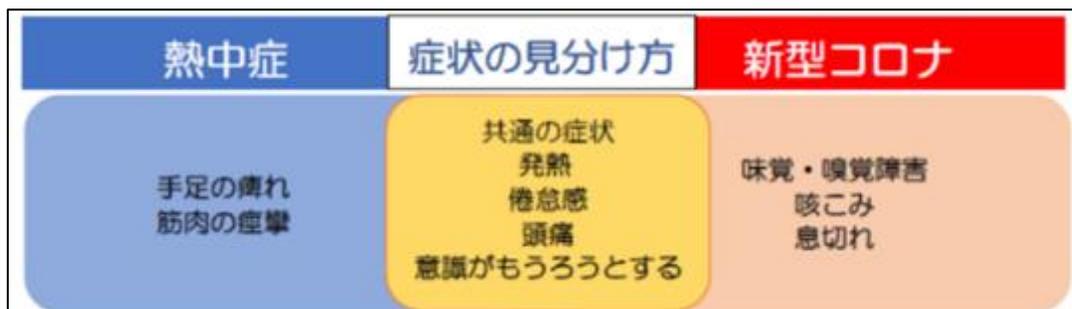
●●●●●●●●●●  
 TEL: ●●-●●●●-●●●● \*平日 : ~ : (土・日・祝・年末年始は休み)  
 [個人情報保護管理責任者] ●●●●●●●●●●●●●● 役職 氏名  
 [苦情・相談窓口] ●●●●●●●●●●●●●● 内 苦情・相談窓口 TEL: ●●-●●●●-●●●●  
 \*平日 : ~ : (土・日・祝・年末年始は休み) FAX: ●●-●●●●-●●●●

## 【検証】

### 熱中症と新型コロナウイルス感染症の見分け方に関して -自己判断はせず、必ず医師、保健所等の判断に従ってください-

新型コロナウイルス感染症と熱中症、どちらも体温上昇や息苦しさ、倦怠感があるため、新型コロナウイルスと熱中症の初期症状は見分けが難しいと言われています。

#### 【症状の見分け方（「熱中症」と「新型コロナウイルス感染症」との主症状の比較）】



新型コロナウイルスによる症状は「感染症」であるのに対し、熱中症は「環境障害」である点に大きな違いがあります。また、新型コロナウイルスは人と人との接触によって感染します。一方、熱中症は気温や湿度が高くなる時期など、一定の環境下で起こります。

たとえば夜間に冷房をつけずに眠っていた、炎天下の中で水分補給などをせずに作業をしていたなどがあれば熱中症の可能性も考慮することですので、発症の状況にヒントがあるとされています。

ただし、自己判断は禁物です。どのような場合であっても、まずは医療機関などに相談し、医師の判断を仰ぐことが大切です。

#### 【熱中症の症状】

熱中症の症状で代表的なものは、以下になります。

- ・高体温 ・めまいや立ちくらみ ・手足のしびれ ・筋肉の痛み(こむら返りなど)
- ・頭痛 ・吐き気や嘔吐 ・倦怠感 ・返事を返せなくなる ・意識が遠のく
- ・体が痙攣する

熱中症は、場合によっては死に至ることもあります。そのため日ごろの対策が欠かせません。少しでも異変を感じたら、水分を摂取する。涼しい部屋に移動するなど対策が必要です。

#### 【新型コロナウイルスの症状】

新型コロナウイルスの場合、個人差はありますが以下のような症状があらわれます。

- ・発熱 ・倦怠感 ・頭痛 ・筋肉の痛み ・寒気や悪寒 ・のどの痛み
- ・咳 ・味覚や嗅覚の異常 など

※感染していても症状があらわれない方も多くいます。

## 【新型コロナ感染防止と熱中症予防のポイント】

熱中症になる原因をよく理解して熱中症にならないように、させないように、環境の整備、休憩等の仕組みを整えることが重要になります。クラブハウスに入らない業務をする人は、PCR 検査を受けていないことも多いと思います。更に屋外での業務をする方も多いので、熱中症になる確率も高くなってしまいます。コロナ感染の両方を疑うことになり、濃厚接触疑いなどで、試合継続に支障がでてしまうこともあります。いかなる上でも試合を継続するためには、濃厚接触をしない、ウイルスを伝播させないことが重要です。

### ●新型コロナ対策と熱中症予防 社会福祉法人豊岡財団済生会 コロナに負けない生活参照

**定期的なマスクを外す**  
10分に1回、1分ほど外し、水分補給

**エアコンと換気**  
30分に数分程度換気をする

**暑さに慣れる**  
暑さに慣れるため適度に運動する

**こまめな水分補給**  
1日1.2～1.5リットルを目安に6～8回に分けてとる

**食事をしっかりとる**  
筋肉をつくるタンパク質を含んだバランスのいい食事

**十分な睡眠で休養**  
6時間程度の睡眠をとり身体を回復させる

## 【熱中症の分類と症状】

分類	症状	症状から見た診断	重症度
Ⅰ度	めまい・失神 「立ちくらみ」という状態で、脳への血流が瞬間的に不十分になったことを示し、「熱失神」と呼ぶこともあります。 筋肉痛・筋肉の硬直 筋肉の「こむら返り」のことで、その部分の痛みを伴います。発汗に伴う塩分（ナトリウム等）の欠乏により生じます。 手足のしびれ・気分の不快	熱失神  熱けいれん	
	Ⅱ度	頭痛・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感 体がぐったりする、力が入らない等があり、「いつもと様子が違う」程度のごく軽い意識障害を認めることがあります。	
Ⅲ度	Ⅱ度の症状に加え、 意識障害・けいれん・手足の運動障害 呼びかけや刺激への反応がおかしい、体にガクガクとひきつけがある(全身のけいれん)、真直ぐ走れない・歩けない等。 高体温 体に触ると熱いという感触です。 肝機能異常、腎機能障害、血液凝固障害 これらは、医療機関での採血により判明します。	熱射病	

(日本救急医学会分類2015より)

## 【熱中症発症時の初期対策】

### 1. 涼しい場所に移動させる（日陰やクーラーの効いている場所）

### 2. 身体を冷却する

- ・衣服を脱がせたり、ベルトやネクタイ、下着は緩めると良い。
  - ・露出させた皮膚に冷水をかけて、うちわや扇風機などで扇ぐのも有効。
  - ・氷のうなどは、首の両脇、脇の下、大腿の付け根の前面に当てて皮膚のすぐ近くにある太い血管を冷やす。
- 軽度であれば、冷たく冷やしたペットボトルを握って冷やすことも効果的

### 3. 意識がはっきりしているなら、経口補水液を飲ませる。

経口補水液は、脱水によって失った水分と塩分などの電解質を素早く身体に取り入れ、保持してくれるもの。めまいや立ちくらみ、こむら返り、あるいは大量発汗など、熱中症のⅠ度の症状を感じたら、経口補水液を躊躇なく摂るべきです。

（参考；頭痛は、熱中症のⅡ度に分類されています。）

摂り方のルール（経口補水療法）は、まず 50～150ml 程度をゆっくり飲んで、1～2 分間して、さらに 50～150ml をゆっくり自然に飲む感じ、その繰り返しで、症状が回復すれば、脱水症状の危機を脱することになる。普段健康な人であれば、脱水状態によって身体が楽に感じるまで飲んで良い。

「呼び掛けや刺激に対する反応がおかしい」、「応えない(意識障害がある)」時には誤って水分が気道に流れ込む可能性があるため、無理に飲ませない。「吐き気を訴える」または「吐く」場合、口からの水分摂取は適切ではないため、医療機関での点滴等の処置が必要)

#### \* マスク熱中症に注意

- ・マスクを着用していることで、口腔内に熱がこもりやすくなっている。
- ・マスクをしたままだと、口喝の鈍化（マスク内の湿度が上がっていることで喉の渇きを感じにくくなる傾向になる。  
もともと喉の渇きに気づきづらい高齢者は、ますます気づきづらくなり、知らないうちに、脱水が進んでしまうこともある。
- ・マスクを外してはいけないという思いが、無意識に水分補給を避けてしまうこともあるので、人との距離が保てる時には、マスクの脱着を積極的に行うようにすること。

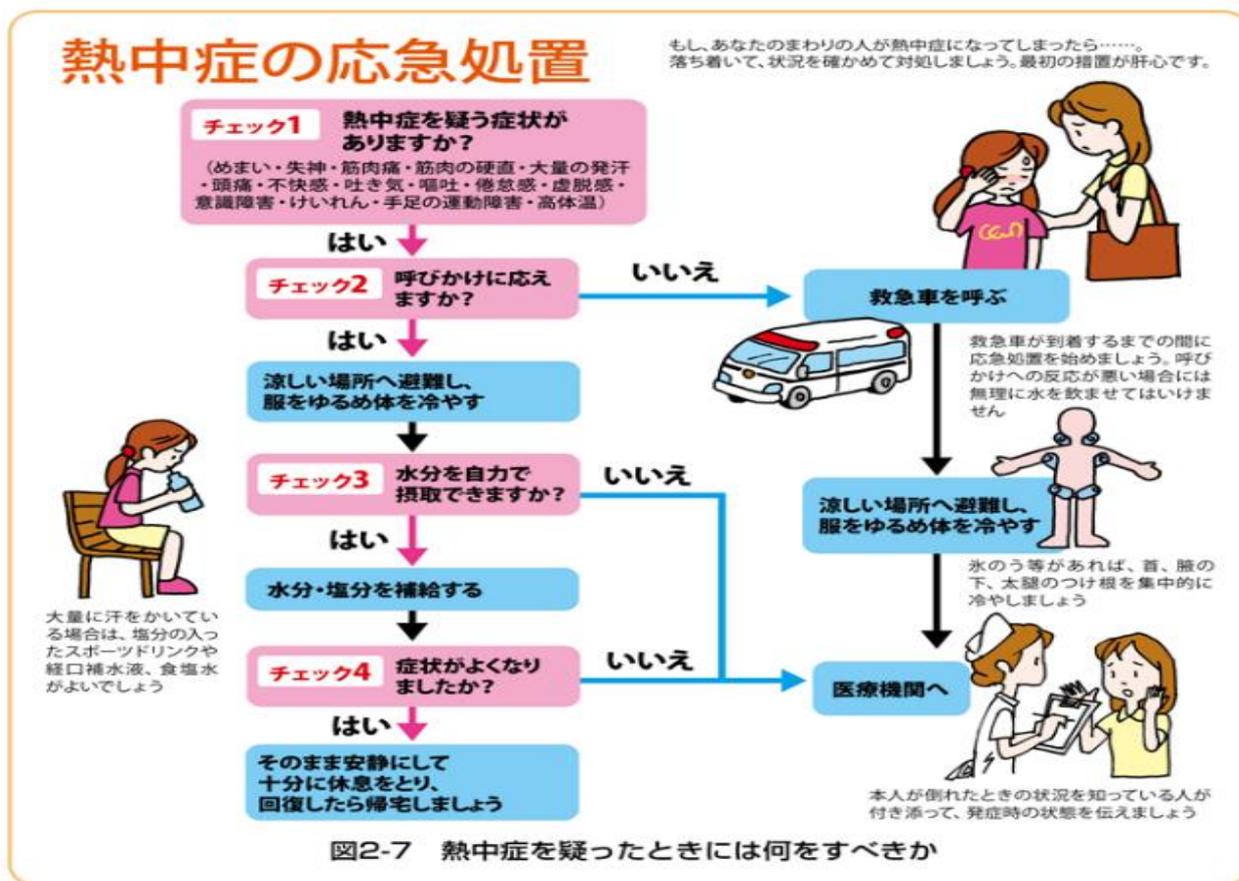
#### \* 熱中症アラート

令和 3 年 4 月から、熱中症予防に関する情報「熱中症警戒アラート」の発信が開始されました。熱中症警戒アラートは、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境になると予想される日の前日夕方または当日早朝に都道府県ごと（※北海道、鹿児島、沖縄は府県予報区単位）に発表されます。

熱中症アラート発表時には、普段以上に「熱中症予防行動」を実践してください。

業務管理者は、程度の休憩時間の設定や、ユニフォーム着用規則の緩和、給水体制の強化等を心がけてください。

**\* 応急処置**



**【まとめ】**

新型コロナウイルスと熱中症では、発熱や倦怠感といった、似たような症状があらわれます。そのため単純に症状や見た目などで見分けることは難しいです。

しかし、症状は熱中症の方が急速に悪化していきます。重症化すると、最悪の場合は意識障害になり、死に至ることもあります。暑い時期に体調不良になった場合は、新型コロナウイルスだけではなく熱中症の可能性も考慮しながら行動することが大切です。

熱中症の可能性があっても、受診前は事前にかかりつけ医などに相談を体調不良になった時の気温が高かった、水分をほとんどとっていなかったなど、熱中症になりそうな条件がそろっていたとしても、受診前には必ずかかりつけの医師や、「受診・発熱センター（帰国者・接触者センター）」に指示を仰ぐようにしましょう。

熱中症や新型コロナウイルス感染症、どちらも心配があるなかで、絶対に「自分で判断しないこと」、必ず「医師の判断に従うこと」が重要です。

問診の際、医師に体調不良になった時の状況を説明する必要があります。たとえば、冷房の有無や水分の摂取状況、最近接触した人や訪れた場所などをできるだけ多く説明できるようにしておきましょう。

夏は通常の熱中症対策に加えて、新型コロナウイルスへの感染対策に気を配る必要があります。それぞれ十分に気を付けつつ、体調に不安があればすぐに相談するようにしてください。

新型コロナウイルス感染症にかからないための防疫対策を、個人においても、組織においても引き続き徹底することが重要です。

熱中症につきましても、熱中症にならない、ならせない対策がとても重要です。

新型コロナウイルス感染症を疑い、試合を中断したが、熱中症であったという判断結果も、大会にはとても大きな支障や損害を与えます。

そのためにも、熱中症にならない準備を、徹底することが重要です。

例) ・フィジカルディスタンスを前提にマスクを外すこと。

- ・こまめな水分補給をできるような準備や業務ローテーションの整備
- ・熱中症アラート発令や、暑さ指数（WBGT）により、キャディビブスや、スタッフウェアの脱衣の奨励。脱衣しやすいルールの緩和（例：キャディビブスはキャディバックにかける等）
- ・日傘持参の奨励
- ・クールスポット等の設置や、氷等の手配 等

### ● 運動に関する指針

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35°C以上	31°C以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。
31～35°C	28～31°C	厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いため、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
28～31°C	25～28°C	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24～28°C	21～25°C	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24°C未満	21°C未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

※暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など

(公財) 日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019)より

## ● 日常生活に関する指針

温度基準 (WBGT)	注意すべき 生活活動の目安	注意事項
危険 (31°C以上)	すべての生活活動で おこる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。 外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。
厳重警戒 (28～31°C※)		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。
警戒 (25～28°C※)	中等度以上の生活 活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休息を取り入れる。
注意 (25°C未満)	強い生活活動で おこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する 危険性がある。

※ (28～31°C) 及び (25～28°C) については、それぞれ28°C以上31°C未満、25°C以上28°C未満を示します。  
日本気象学会「日常生活における熱中症予防指針Ver.3」(2013)より

## 熱中症に関する参考文献

- 熱中症環境保健マニュアル 環境省 令和4年3月 改訂  
[https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/manual/heatillness\\_manual\\_full.pdf](https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/manual/heatillness_manual_full.pdf)
- 夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン 環境省 2020年3月改訂  
[https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/gline/heatillness\\_guideline\\_full.pdf](https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/gline/heatillness_guideline_full.pdf)
- 「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント 厚生労働省  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_coronanettyuu.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_coronanettyuu.html)
- 令和2年度の熱中症予防行動について(周知依頼) 環境省・厚生労働省(令和2年5月26日)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000633494.pdf>
- 令和2年8月10日～8月16日までの全国の暑さ指数(WBGT)の観測状況  
及び熱中症による救急搬送人員数と暑さ指数(WBGT)との関係について(環境省)  
[https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/R02\\_heatillness\\_report\\_15.pdf](https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/R02_heatillness_report_15.pdf)
- 暑さ指数(WBGT : Wet Bulb Globe Temperature)  
[https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt\\_data.php](https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt_data.php)

## 「新しい生活様式」の実践例

### (1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。  
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

### 移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

### (2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒  咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に）  身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



### (3) 日常生活の各場面別の生活様式

#### 買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

#### 娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔を  
もしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

#### 公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

#### 食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

#### イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

### (4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務  時差通勤でゆったりと  オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン  対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

新型コロナ  
ウイルス

# 感染拡大防止へのご協力をお願いします

ワクチン接種後も、「マスクの着用」や「手洗い」、「3密(密接・密集・密閉)回避」などを徹底してください。



## 正しく使おう マスク!



- ①鼻の形に合わせずき間をふさぐ
- ②あご下まで伸ばし顔にすき間なくフィットさせる

**ポイント**  
会話時は必ず着用!

- ・鼻出しマスク× あごマスク×
- ・着けたら外側は触らない
- ・ひもを持って着脱
- ・品質の確かな、できれば不織布を



## こまめにしよう 手洗い・手指消毒!

こんなタイミングでは必ず!

- ・共用物に触った後
- ・食事の前後
- ・公共交通機関の利用後 など



指先・爪の間・指の間や手首も忘れずに洗いましょう!



## 目指そうゼロ密!

一つの密でも避けましょう!!



**密接**

マスクなし× 大声×



**密集**

大人数× 近距離×



**密閉**

換気が悪い× 狭い所×

▶ 体調不良時の出勤・登校・移動はお控えください。 ▶ ワクチン未接種の方は接種をお願いします。



## ●オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について NEW

### オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について（抄）

第12回新型コロナウイルス  
感染症対策分科会提言

#### Ⅲ. オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について

##### 【事業所】

- 事業所については、その形態は様々であるが、社会機能の維持の観点から感染を防ぐためにも、オミクロン株の特徴として感染・伝播性が高いことを踏まえ、三密を避ける行動を徹底すべきである。また、緊急事態宣言や都道府県による“レベル3”への引き上げを待つことなく、以下の感染防止策を前倒して実施していくべきである。その際、対面を必要とする業務なのか等業務内容に合わせて対策を講じるべきである。
  - ・緊急事態宣言の発出を待つことなく、職場への出勤に関して、業務継続の観点からも、在宅勤務（テレワーク）の活用等による出勤者数の削減の目標を前倒して設定すること。
  - ・感染が拡大している地域への出張は、マスクの着用等基本的な感染対策を徹底し、感染リスクの高い行動は避けること。
  - ・職場や現場における基本的な感染防止策を徹底すること。特に飛沫のかかる物品・設備の共用や使いまわしの回避、使用前後の消毒は徹底すること。
  - ・休憩室、更衣室、喫煙室等における飲食や会話の自粛、適切な（使用人数に応じた定期的な）換気、三密回避を徹底すること。
  - ・食堂や寮など職員の交わりが想定される場面での対人距離の確保、適切な換気、共用部分の消毒を徹底すること。
  - ・従業員の体調管理（日々の検温、必要に応じた検査等）を徹底すること。
  - ・大人数・大声の場面が想定される懇親会等は自粛・延期すること。
- 事業継続が求められる業種に係る業務継続計画（BCP）の確認、重要業務の特定、体制の整備、必要物資の備蓄等を進めるべきである。

## ●効果的な換気のポイントについて NEW

### 効果的な換気のポイント

第17回新型コロナウイルス  
感染症対策分科会提言

別紙5

#### 1. 効果的な換気（必要な換気量の確保と空気の流れの配慮）

##### 1-1 必要な換気量の確保は感染対策の基本（必要な換気量の確保）

○機械換気による常時換気を、**定期的な機械換気装置の確認やフィルタ清掃等も重要。**

機械換気は強制的に換気を行うもので、2003年7月以降は住宅にも設置。**通常のエアコンには換気機能がないことに留意**

○機械換気が設置されていない場合、窓開け換気を行う。

2方向を窓開けると換気効果が大きい。外気条件を考慮し室内環境に配慮して換気方法を選択。室内環境の目安は、温度18℃～28℃、相対湿度40%～70%が望ましい。

○必要な換気量（一人当たり換気量30m<sup>3</sup>/時を目安）を確保するため、二酸化炭素濃度を**概ね1,000ppm以下に維持**（※1）

必要換気量を満たしているかを確認する方法として、**二酸化炭素濃度測定器（CO<sub>2</sub>センサー）の活用が効果的。**

（※1）二酸化炭素濃度1,000ppm以下については目安であり、適切な換気や気流となっていることが重要。

○必要な換気量を確保できない場合、換気扇、扇風機、サーキュレータのほか、HEPAフィルタ付きの空気清浄機（※2）の使用も考えられる。

（※2）高性能微粒子（HEPA）フィルタ付空気清浄機：空気中に浮遊する0.3μmの微粒子の99.97%以上を除去することが可能。空気清浄機は二酸化炭素濃度を下げることができないことに留意。

##### 1-2 感染を防ぐための空気の流れの作り方（空気の流れの配慮）

○十分な外気の取り入れ・排気とあわせ、空気の流れにより局所的に生じる空気よどみを解消。

エアロゾルの発生が多いエリアから排気して、反対側から外気を取り入れると、浮遊するエアロゾルを効果的に削減することが出来る。

○空気の流れを阻害しないパーティションの設置

空気の流れを阻害する高いパーティションや天井からのカーテンなどは空気の流れに対して平行に配置し、空気の通り道を設ける。

目を覆う程度の高さのパーティションは、横の人との距離を1m程度以上確保できる場合は、3方向を塞がないようにする。

（※）ビル管理法の特定建築物に該当する事業所等については、同法に基づく対応を行う。

## 新型コロナウイルス感染症対策 10 箇条（案）

1、すべての参加者は、個人防衛に努めること。

オミクロン株の特徴として感染・伝播性が高いことを踏まえ、三密を避ける行動を徹底する。

2、すべての参加者は、大会規則及び対策(集団防衛)を遵守すること。

3、絶対に濃厚接触者にならないこと、作らないこと。ウイルスを会場に入れないこと。

4、発熱や体調に異常がある場合は、絶対に会場に向かわないこと。

体温計／健康保険証を全員が携帯すること。

5、業務負担やサービスが低下するより、会場にウイルスを持ち込むほうが、大会の継続が困難になることを理解すること。

6、管理者は休みやすい環境、報告しやすい環境を作っておくこと。

7、業務が停止しないように、常にバックアップ体制を作ること。

8、マスク非着用の「場面」と「時間」を徹底的に最小化すること。

9、大会を継続するために、絶対にクラスターを発生させないこと。

10、大会が成功するために、感染症対策に「全員が正直」であること。